

有限責任鷹栖村共同販賣購買組合

富山縣西礪波郡鷹栖村

明治三十九年九月二十日設立

組合所在地 本組合の區域とせる鷹栖村は、富山縣西礪波郡の東南に位し、東西三十四丁、南北三十町の平坦地にして、大字鷹栖不動島の二部落に分れ、村の中央を流る、宮川は舟楫の便あり。總戸數四百三、純農村にして自作農は僅に三十七戸、小作及自作兼小作三百有餘戸なり。耕地は田三百七十八町歩餘、畑は僅に一町五反歩にして、米作の外收穫の見るべきものなし。

明治三十年資本金二萬圓を以て合資會社鷹栖銀行創立せられ、村の金融を資くるあり。又貯蓄機關として本村役場に於て取扱ふ所の鷹栖定期貯金講及同村小學校兒童貯金なるものあり。大正二年三月末貯金額合計一萬六千六百餘圓あり。

組合設立の動機 本村の狀況は、大略右に述べたる所の如くにして多數の小作農業者と、少數の地主とは固より親子の如き關係に在りと雖も、亦其の實情を洞察するときは、時に利害の相反する事なしとせず、常に遺憾とする所なりき。明治三十六年本縣米穀検査の實施せらるゝに當り、其機會を以て米穀倉庫を設け、小作米の受渡しは一切其の倉庫に於て爲し、縣米穀検査も亦其場所に於て爲さば、相互に

頗る便宜なることは勿論、米質も亦善く整一し、隨て米の販賣に就いて好結果を得べしとの説あり、依て數次協議を重ねて、其の實行方法を講究したるが其の結果として、産業組合法に依る販賣購買組合を設立し、併せて米穀倉庫の設置を爲せり。

組合事業 組合事務取扱の爲めに臨時雇書記を置くことあれども、常時は瘡師孫太郎、四谷儀平、兩理事が専心組合經營の任に當り、偶數日を以て執務日と定め、餘日を以て取引先の狀況市場の狀況を調査しつゝあり。

▲販賣 販賣事業として玄米の受託販賣を爲し、地方精米場及伏木港の廻米問屋へ賣込み、得意先の注文ある毎に組合員の意向を問ひ取纏めて販賣を爲す。併し組合員の申込に依りて販賣する場合少なからず。大正二年度中販賣したる玄米は千百五十六石にして價額二萬二千九百七十二圓に上りたり。かくして組合の賣却する玄米は、數量の正確なると品質の一定せるに依りて、地方相場より一石に對し二十錢乃至三十錢高の價に賣れ行きつゝあり。

▲購買 購買事業の爲めに店舗を有せざれども、肥料の如きは産地又は伏木港の肥料問屋より購入し、汽車便に依りて停車場より直に組合員の許に直送するを普通とするが故に、不便を感せず、鹽干魚の如き見込仕入を爲したる場合は、前記倉庫の一隅を利用して隨時賣却するもあり、大正二年度は産業用品として肥料飼料を購買し其の金額一萬二千三百七十圓、生計用品としては干魚、鹽、食鹽、炭、石油を

取扱ひ其金額七百四十六圓なり。

組合設立後の鷹栖村 農家に最も大切なる肥料を、價格に於て廉に、且最も確實なる物を至極簡便に得らるゝこととなりて自然充分なる施肥を爲し、小作農と雖亦相當の利益あり。其の効果は鷹栖定期貯金講の成績に顯れつゝあるが如し。又組合倉庫運用に因りて小作米納入上手數を省き、且米質改良の効を奏したるは、明なる事實なりとす。今や組合員の數二百八十七人に達し農家戸數の殆んど全部を網羅し、累年の成績は左表に示す如くなれども、組合設立後其經營上久しく困難を感じたるは、購買に關する組合員の抜買なりき。本村附近には肥料小賣商多く、且當組合員中にも肥料商兼業の者二三あり、勢抜買者あるを免かれざりしが、急に之に對して處分を爲さば、却て組合の動搖を來すの虞あり、依て導くに實利を以てしたるに、甚だ好果を奏し、現今に於ては、抜買の惡風を一掃し、自然組合員間には共同の精神普及し來りて村の自治の上にも亦好影響を與ふるに至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	一九九	二〇〇	二〇一	二〇二	二五四	二八七
固有資金						
拂込濟出資金	二,三三五 ^円	三,一〇〇 ^円	三,一〇〇 ^円	三,一〇〇 ^円	三,二八二 ^円	三,五一八 ^円

準備金	六八	二二三	四四〇	八三三	一,二二二	一,六一二
特別積立金	三一	一八六	三八七	四四〇	五〇五	六四二
合計	二,四二四	三,五〇九	三,九二七	四,三三三	五,〇〇九	五,七七二
事業						
販賣額	一五,一一八	一三,五八一	一八,六五二	二四,〇二七	二二,〇九五	二二,九七二
購買額	六,七六二	七,二四二	七,八九四	八,八〇四	一一,三二五	一三,〇五三
剩餘金	五五七	六九九	七七七	七八二	九八八	八七〇

貸借對照表 (大正二年度末)

貸方		借方	
拂込未濟出資金	四三一・一三六 ^円	出資金	三,九五〇・〇〇〇 ^円
假渡金	八三〇・〇〇〇	未拂購買品代	九六・〇六五
預金	六二一・三二〇	準備金	一,六一二・〇二〇
建物	七八九・一〇六	特別積立金	六四二・九六七
什器	四二・九七〇	購買品代前金入	二七・八三六
未收入利子	四九・八八〇	本年度剩餘金	八七〇・八八五

富山縣 有限責任鷹栖村共同販賣購買組合

未収入販賣品代	二、六八一・三八六
購買品殘高	七五八・二七七
購買品前金渡	一〇〇・〇〇〇
現金	九八五・六九八
合計	七、一九九・七七三

合計	七、一九九・七七三
----	-----------

戰捷紀念無限責任忌部信用組合

島根縣八束郡忌部村大字東忌部九〇五

明治三十八年十二月二十八日設立

組合の名稱に冠するに戰捷紀念の文字を以てしたること、過ぐる日露の交戦に大捷を得たるを紀念せんが爲めのみにあらず、戦後に於ける國民の大なる覺悟を示し、更に忌部村の將來の繁榮を期待し、忠良の臣民となり、昭代の恩澤に報いむが爲めに外ならざるなり。戰捷紀念の四字、決して徒爾にあらず。忌部村役場の標札に相對して、戰捷紀念無限責任忌部信用組合の標札を掲ぐるは、謂はずして事務所を村役場内に設けたることを明示す。同村戸數三百五十戸の内二戸を除き、組合員の數三百四十八人あり。

り。是れ忌部村産業組合の名に耻ぢざるものと云ふべし。

忌部村 忌部村は其の昔出雲の國造毎年大庭村に於て祈念を行ふに方り、先づ玉造村温泉に七日間の齊戒沐浴を爲して後此の村に至り、物忌を爲し然して大庭村に往きて祈念するを例とせしに因り、忌部の名ありと云ふ。村は八束郡の西南端に位し、松江市を距る西南約二里の地に在り。村内丘陵起伏して平坦地少なければども、古くより農耕を以て生計の途を立てたる疎居的の村落なり。故に質朴節儉を行ひ、辛じて生計を繋ぐに足るのみ。然るに二十七八年戰役後、古來の美風は漸く頽れ、收支亦相償はざる状態となりたれば、明治三十五年村の實力調査を企て、九名の委員を擧げ村經濟調査を實行せり。果せる哉。其の結果年々多額の不足を生じつゝあることを發見し、識者をして寒心せしめたりき。而して當時村内の土地は滔々他町村人の所有に移り、遂に百五十町歩の地を失ひ、是れが爲めに年々他町村へ向つて支拂ふ小作米高、千百六十一石餘にして、實に本村總收入高の一割一分餘に相當せり。尙此の外高利の負債の爲めの利拂あり、村民窮せるの狀實に言語に絶せり。

されば、元氣ある有志者に依て斷然一大鐵槌は村民の上に下されたり。即ち「九ヶ條の村是を確立し、生計費の節約を行ふ爲め冠婚葬祭の費用及社交上の費用を節減し、勤勉を勸め産業を奨励して、十ヶ年の後に至り、幾萬圓の餘剰金を生ぜしむべし」と。然れども一部の村民尙恬然として迷夢の中に在りき。**産業組合なる哉** 桑垣豐市外十三名の者は、前記の狀態を見て大に奮慨し「到底尋常の手段を以て能

く村勢の挽回を企つる能はず、宜しく舉村を網羅したる産業組合の活動に俟つべし」と愈奮起して一信用組合の設立を發起し、部署を定めて村民の賛同を求めたり。

然るに、數年前此地方には婆會社と稱するもの大に流行し、養老保險又は生命保險と唱ひて愚民を欺き、金圓を醸出せしめ、遂に精算をも果さずして倒れ、之れが爲めに少なからざる災厄を關係者に被らしめたることあり。今回信用組合の設立の事も亦疑を以て迎ふる村民の眼には、婆會社再興の如くに映じて、容易に肯はず、剩さへ金貸業者の妨害を受けて、頗る困難を感じたりき。

發起人の意思は金石よりも堅く、かゝる障害の如きは豫め察する所なれば、其の障害を排して日夜勸誘に奔走し、村の經濟日に非なるを説きて、遂に組合設立の目的を達したり。時恰も日露の交戦に我軍戦捷歡呼の聲四海に響ける明治三十八年十二月の交なりき。

其の後の経過 一日の勞働を以て一日の生計を支ふるが如き細民をも、悉く加入せしめむとせる本組合は、勢出資一口の金額を少額とし（一口五圓）第一回の拂込一口僅かに五十錢、其後は年二回に金五十錢宛を拂込ましめ、四十三年度に至りて全部の拂込を了せり。

初め組合思想の一般に普及せざるに當つては、力めて精細なる信用調査を行ふ外、組合員に對しては簡易と便宜とを旨とし、貸付利率は破格の低利となし、以て小口の貸付を行ひたり、素より小額の拂込出資金を以て事業を開始したることなれば、貸付額を俄かに増大せしむる能はず、又目前に的確なる收

益を求め得ざる本村の産業状態に鑑み、多額の借入金金を以て組合員の借入希望を満足せしむるが如き經營方法を採らず。専ら經營資金を組合員の貯金に俟て、徐々に進むの方針を採り、極力貯金を奨励せり而して村農會の事業と相提携して、貸付金の利用を一層有効ならしめ、貯蓄力の涵養に注意せり。

組合事業と其効果 組合の貸付金は年利九分乃至一割八厘の低利にして、貸付金の用途は主として養蠶資金、耕地整理資金、納屋建設資金、土地開墾、暗渠排水の工事資金、造林資金等に用ひらるゝもの外、日常必要の肥料資金、畜牛購入資金等にして、最近六ヶ年の貸付償還の状況別表に示すが如し。貯金にありては様々の種類を設けず年六分の利率を以て預り、地方利率に比して一分乃至一分五厘の高利を與へたるを以て、組合員は喜んで組合に預け入るゝ傾向あり。

明治三十八年組合設立ありてより、爾來刻苦勵精經營し來りたる今日に於て組合設立以前に比し、村内産業經濟の上に稍發展の跡を認めしむるに至りたる事實は、之を以て組合の効果なりと云ふも敢て過言にあらず。されば、其の實績の主なる點に就きて少しく記述する所あるべし。

組合設立以來大正元年末に至る間に耕地を整理したるもの四町歩、暗渠を鑿ち排水を完備したるもの九町五反歩、原野の開墾四反歩桑園の増植一町歩、蠶室の建築五棟、畜牛の増加百五十頭、造林反別五町歩餘あり。是れ敢て多しと云ふにはあらざれども、曾て殆んど集拾すべからざる村勢衰頽の後を享けて、多少の産業改良の上に實績を認むるに至りたるは以て稱揚するに足るべし。尙共同事業としては、

共同貯金會を始めとし、肥料共同購入、種苗共同購入、蠶種共同購入、稚蠶共同飼育、共同耕作等の實
行せらるゝあり。村民一般の氣風漸く經濟を重じ、勤儉貯蓄、協同一致の精神は近來油然として勃興し
來れり。之れ本組合の功績の著しきものにして、亦村勢挽回の重大なる使命を荷ふ所以なりとす。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	三二四	三二四	三三三	三三三	三四八	三四八
固有資金						
拂込濟出資金	一、九〇六 ^四	三、〇三一 ^四	三、五八五 ^四	三、五八五 ^四	三、六六五 ^四	三、六六五 ^四
準備金	七四	二一九	四六一	六三一	八七〇	一、一〇〇
特別積立金	五四	三二八	六五二	八九六	一、一五八	一、五五八
合計	二、〇三四	三、五七八	四、六九八	五、一一二	五、六九三	六、三二三
事業						
貸付	一九、九九一	一九、三五六	二二、七二七	二七、七三四	二二、六六三	二六、八〇一
貸付償還	一五、九四六	一七、九〇〇	二二、一六七	二二、〇四五	二四、二〇四	二六、五八四
年度末	一二、八二八	一四、二八四	一三、八四四	一八、五三三	一七、九九一	一八、二〇八

受入	一、二〇九	一三、八六七	一六、二五八	二〇、六五五	二二、一五五	一九、六六七
貯金拂戻	六、二七三	一〇、一四五	一四、四〇一	一三、三〇五	一二、四七〇	二〇、三五八
年度末	九、一一九	一二、八四一	一四、六九九	二二、〇四九	三二、七三四	三二、〇四二
剩餘金	五八一	七三〇	六七八	七〇三	九一九	八七六

貸借對照表 (大正二年度末)

貸付金	一八、二〇八 ^四	一八、二〇八 ^四	二五、〇〇〇
預金	一九、四六二・五六〇		三、六六五・〇〇〇
什器	六六・六一〇		三二、〇四二・四六三
聯合會出資金	五〇・〇〇〇		一、五〇〇・〇〇〇
現金	二、九八一・三〇八		一、一〇〇・七九四
合計	四〇、七六八・七六三		一、五五八・五六三
借方		拂込未濟聯合會出資金	二五、〇〇〇
		出資金	三、六六五・〇〇〇
		貯金	三二、〇四二・四六三
		借入金	一、五〇〇・〇〇〇
		準備金	一、一〇〇・七九四
		特別積立金	一、五五八・五六三
		本年度剩餘金	八七六・九四三
		合計	四〇、七六八・七六三

無限責任古志村信用組合

島根縣八束郡古江村大字古志

明治三十八年四月二十四日設立

組合所在地 無限責任古志村信用組合の所在地は、島根縣八束郡古江村の東部に位する農村にして、南は宍道湖に接し、西は田畑、山林を隔て、大字古會志に、北は山岳を以て佐太村と界し、東は佐太川（本縣第一種川）を以て生馬村と相對し、組合區域は大字古志、西谷、濱佐陀の三部落とす。地形は南に傾斜し、村内には著名の山岳河川なく、西北は高燥の丘陵にして燃料に富み、東南は一面田野開け、而して縦横に小川あり、内に直径四町餘、周回十町餘の沼あり、潟の内と稱し、灌漑の便あり、且鯉、鮒、鰻其他雜魚を産す。

往昔古志村は佐太の郷に屬し、現今の田面となれる所は其の昔出雲風土記に記されたる佐太の水海の範圍内にして、當時は耕作に適する地域は甚だ少なりしもの、如し。現に大字古志の下部大舟津と稱する所あり、昔日要津の地なりしといふ。爾來幾百年を経る間泥土自然に沖積して、葦、菰、蒲の類繁茂し、自然の草原となりしを、天明三年佐太川開鑿疏水の後縦横に溝渠を穿ち、運輸の便大に開け、尙附近の山林及畑地を以て低濕地を埋立て、漸次開拓して現今の如く廣漠たる稻田と化したるものなり。

區域内の地質は概ね第三紀層より成り、東南宍道湖に沿へる部分は第四紀層に屬し、土性は粘土にして作物の生育に適す。然れども潟の内に沿へる稻田は地勢最も低夷にして、降雨一晝夜以上に及べば、一面湖水の如く浸水し、收穫皆無に歸することあり、宍道湖に沿へる部分は地味頗る豊饒にして、大根の栽培に適し、濱佐太大根と稱して本郡名産の一なり。

耕地の用水は東南部は小川及潟の内より水揚踏車を以て灌水し、西北部は十五の溜池を以てし、甚だしき旱魃の年にあらざれば旱害を被ることなし。

縣道第二種杵築道は、本村の南端湖岸なる大字濱佐陀を東西に貫通し、東は松江市より西は簸川郡各村を経て出雲大社に通じ、交通尤も頻繁なり、尙縦横に通ずる小川は舟楫の便あり、宍道湖及佐太川に通ずるを以て農産物、林産物の搬出、肥料其他日用品の輸入、何等不便を感せず。區域内戸數二百九十二戸の内、漁業、商業、雜業合せて十數戸の外は悉く農專業者なり。

組合設立及其の發達 明治三十八年四月二十四日一信用組合を設立し、事務所を大字古志に置き理事三名を各大字より一名宛選出し、常に大字内に於ける貸付金及貯金の事務を取扱ひ、毎月一回乃至二回理事會を開き、事務の打合せ及組合全般に涉る帳簿の整理、且組合の發展に關する協議を爲し、別に書記一名を置きて會計其他諸帳簿の整理を爲さしむ。而して組合員に貸付する資金は、前述の如く各大字の理事に於て取扱ひ、組合員の便宜を圖ると共に貸付利率は成るべく之を低下し、貯金は他に比し相

當高利を以て預ること、し、貸付金の用途は充分之を調査するは勿論、毎年二回信用程度表を作成して貸付金額の標準を定む、而して信用程度の評定標準は組合員の性行に重きを置き、尙資産、營業の狀態出資額等を參酌して定むること、せり。組合事業は逐年増加し、末尾の表に示すが如くにして、貸付金利用の途は組合員全般に行涉り、貯金人員亦總組合員二百九十一人中二百八十六人にして、殆んど其の全部に亘り、組合事業は能く組合員に普及せり。

組合の會計は正確を期し、會計の監査は別に監査規定を設け、之に依りて嚴重に監査を行ひ、事業執行に要する經費は成るべく之を節約せり。

組合と古志村 組合は村役場其他各種團體と氣脈を通じ、其の目的に向つて努力しつゝあり、就中村農會とは尤も密接なる關係を有す。組合員間に共同の思想漸く發達すると共に、肥料及蘭草、荒苧等の共同購入、鶏卵の共同販賣等を爲す、其共同經營を爲しつゝあるものに對し、農會は此等の購入品の適否を監定し、殊に鶏卵販賣に就いては農會に於て一手に引受販賣し、或は種禽の購入仲介を爲す等、組合員に多大の利便を與ふるあり。組合は又村長及農會長と共同して、村民を集合せしめ、勤儉貯蓄の必要風紀の改良、實業の奨励、又は各自の經濟上に關する講話を爲し、尙組合は同村青年會員をして中央會發行の會報「産業組合」を回覽せしめ、其の會合に際しては組合に關する談話を行ふ等、組合と町村自治體及其他の諸團體との關係は頗る密接にして且つ圓滿なり。

經營十箇年 明治三十八年組合設立以來、經營十箇年後の今日如何なる効果を齎せしか、少しく次に述べん。

本村民は從來米麥作を主業とし、傍ら蘭草を栽培して疊表を製作し、又副業として多少の漁業あり。農村としては先以て有望の地方なりと稱せられたれども、農家經濟は甚だ遅々として進まず、稻作の外蘭草栽培には少なからぬ金肥を要し、之に對し資金を要するにも拘はらず、融通の途なく、中産以下の者は施肥不足し、充分の收穫を見る能はず、又宍道湖及佐太川沿岸の田地は低濕なるが故に、一朝降雨に際しては凡そ百五十町歩は湖水の汎濫を受け、不測の災害を受くることあり、且副業としての疊表は價格の高低常ならず、中産以下の者の困窮愈甚しからざるを得ず。殊に三十七八年戰役に際し、重税、國債義捐等の爲め金融は益逼迫し、其の結果高利の債務の爲めに家産動搖する者、小作米を滞納する者、租税を滞納する者等續出し、而して他町村人にして、本村民の所有する土地面積は約五十町歩に及びたり。之れ組合設立前の狀況なりとす。

而して組合經營十年後の今日、組合員は組合より低利の資金供給の便に依り、充分なる施肥を爲し、米麥は從來に比し約二割の增收を來したるのみならず、品質も良好となり、又蘭蕙製造に要する機械を改良し、製品増加はしたり、其他農業漁業畜産等に投下したる資金の効果多大にして、組合員の生計は漸次裕となり、從來他町村人の手に移り居たる土地は逐年回收するの順境に向ひたり。今成績の顯著

なるもの二三を擧ぐれば左の如し。

イ 組合設立以來組合員の購入したる土地は、田畑七町四反歩、山林六十五町歩に達せり。又組合設立前殆んど無財産なりし者にして、相當土地を購入し、經濟狀態の著しく向上したる者十五名あり、尙赤貧にして其の日を糊する如き者十六名の内十四名は既に翌年の食料に差支なきに至りたる者あり、又は組合設立當時何物をも所有せざりし無産者も、組合設立以來勤儉力行して、組合に千有餘圓の貯金を爲したる者あり、尙組合員間に共同の精神普及し、各般に共同施設の行はれ居ること、前項に述べたる所の如し。

ロ 疊表製造改良機械を新調したる者三十三名あり。

ハ 小作人にして豫て稻田灌漑用水車を所有せず、常に地主より貸付を受け居る者にして、現今自己の所有となりたるもの六十臺の多きに至れり。

ニ 畜牛は其頭數二十四頭を増加したるのみならず、其種類の改良せられたるを見る。

ホ 漁業船の新造十四、其他漁具の改良を爲したるもの少なからず。

小笹組合長 現組合長小笹惣太郎氏は、組合設立に際し最も盡瘁したる一人にして、平素公共事業に盡すを以て自ら任し、篤望高く能く、衆心を集め、組合長として組合經營の局に在る外常に村内の公職を負ひ、産業經濟及徳風の改善に努力したる功績少なからず、將來尙氏の力に俟つもの益々滋きを加

ふへし。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	二九一	二九〇	二八八	二九〇	二九一	二九一
固有資金						
拂込濟出資金	三、六一七 <small>円</small>	四、二二〇 <small>円</small>	四、二三〇 <small>円</small>	四、二二〇 <small>円</small>	四、二八〇 <small>円</small>	四、二九〇 <small>円</small>
準備金	一四九	二八二	四七二	六二〇	八三六	一、〇五七
特別積立金	一五五	二八六	五三二	六五七	九四一	一、二四九
合計	三、九二一	四、七八八	五、二三四	五、四九七	六、〇五七	六、五九六
事業						
貸付	九、三三四	八、〇三四	一一、九三三	一三、〇〇六	一三、四六〇	一七、七五〇
償還	八、一五七	五、〇七三	八、三六九	一〇、〇五九	一二、八九四	一四、〇四七
年度末	一五、三六〇	一三、九四〇	一八、八六二	二〇、二三一	二〇、四五二	三〇、三六五
受入	八、九九一	六、一二〇	一〇、六九〇	一二、四九一	一〇、三四一	八、一七九
貯金						
拂戻	六、一八九	七、五四一	五、七六七	一一、一二二	一〇、二二一	九、〇三〇

島根縣 無限責任古志村信用組合

一年度末	一五、三六〇	一三、九四〇	一八、八六二	二〇、三三一	二〇、四五二	一九、六〇〇
剩餘金	三五一	七六〇	五九五	八一五	八八一	一、〇七一

備考 貸付利率年九分六厘乃至一割二厘、貯金利率年五分四厘乃至六分。

大正二年度末貯金の減少したるは、米價下落の爲め一般賣り叩へ、貯金を拂戻して一時資金の融通を爲せるに因る。

貸借對照表 (大正二年度末)

貸方		借方	
貸付金	二〇、三六五・〇一〇	出資金	四、二七〇・〇〇〇
預ケ金	四、九一五・一六八	準備金	一、〇五七・三一六
什器	二、四一三	特別積立金	一、二四九・九三一
聯合會出資金	五〇・〇〇〇	貯金	一九、六〇〇・一七三
現金	一、九七一・六四八	聯合會出資金拂込未済	二五・〇〇〇
		末拂戻持分	三〇・八〇六
		剩餘金	一、〇七一・〇一三
合計	二七、三〇四・二三九	合計	二七、三〇四・二三九

無限責任吉川信用購買販賣生産組合

廣島縣世羅郡吉川村大字吉原五〇六七

明治四十年七月八日設立

吉川村 世羅郡吉川村は、郡の西部に位して、西南は安藝國豊田郡と相接し、山陽線阿内驛を北に距ること約六里の地に僻在し、四圍峰巒蜿蜒して運輸交通頗る不便なる農村なり。内に三大字あり、黒川吉原、中といふ。村内の耕地田三百八十九町、畑七十一町、山林原野千八百六十五町歩餘、總戸數は五百六十一、在籍人口三千六十四人あり。全村民農を以て專業となし、他に生計を助くべき副業なし、されば、一度歲稔らざれば、生計上甚だしき困難を感ず。曩に明治十九年の凶作、及同三十年の虫害に遭遇したるときは、村民窮乏を極め、遂に倒産して他に移住するもの少なからず、從來米金の融通には頗る困難し、米利年二割金歩は月二分五厘の貸借さへ行はれ、而も之を普通の事として敢て怪まず。土地の價格は異常に廉價となりたるにも拘らず、中産以下の農民は高利の負債に苦しみ、祖先傳來の田地を續々賣却して負債整理を爲したり。其後の狀況推して知るべきのみ。

組合設立 状態已に斯の如く、實に寒心に堪へず、依て明治三十七年に至り、有志相謀りて勤儉貯蓄組合規約を設け、之を實行したり。次で明治三十九年村長壽彦(現組合長)は村勢の調査に着手し、殆

んど一ヶ年の日子を費して各種統計を作成し、其の實況を明かにしたり。其重なるものに就いて見れば本村本籍人口二千九百六十六人、現住二千四百六十八人、即ち差四百九十八人は殆んど出稼人なり。其の出稼の原因は、畢竟小作農業の收支償はず、出で、都會に行き、比較的報酬多き労働に従事する者に外ならず、其の結果村内の労働者常に不足を告げ、剩へ勞銀は高騰して自然農作は粗放となり、收穫は漸次減少して地主と雖亦同様悲境に陥らざるを得ず、更に村内生産消費の状況を見れば、生産總額九萬九百三十二圓二十九錢、消費總額十萬四千四百八十八圓十五錢にして、消費額の生産額に超過すること實に一萬二千四百八十五圓八十六錢に及び、此統計は村内有志をして暫く拱手爲す所を知らざらしめたりき。應て、之が救済策の第一着手として信用組合を設立し、金融の途を開き、兼て勤儉力行を奨めんとす。議は長村長より起り、人を選びて近郡の既設組合の實況を視察せしめ、數次有志者の間に協議會を開きて愈其機熟し、明治四十年七月八日無限責任組織を以て一の信用組合を設立したり。

其の後の経過 組合創立當時に於て、區域内總戸數五百六十一戸の者を悉く加入せしめん計畫なりしも、中には躊躇して其の成行を傍觀する者あり、或は資格に欠くるもの等ありて、未だ全村を網羅すること能はざるは遺憾とする所なれども、組合事業は年一年隆盛に趣き、今や組合員數も四百七十四人となり、全村戸數の八割四分に當れり。

▲貯金 貯金は普通貯金、規約貯金、定期貯金及納税貯金の四種とし、普通貯金は毎回預け入五錢以

上、利率月五厘を以て預るものにして、規約貯金は組合員の貧富差等を斟酌して、各自年額を定め、毎月若くは年二三回各自の希望に依りて分割して義務的に貯金せしめ、据置と爲すものなり。

▲貸付 貸付は普通貸付年賦貸付の二種とし、普通貸付は常時産業資金又は舊債償還資金として融通し、利率月八厘を以て貸出し、年賦償還貸付は耕地整理或は土地購買等の如き收利を永遠に期する方面の用途に向くるものにして、此の貸付に對しては相當の擔保を供せしめ、年利七分八厘乃至九分を以て貸出しを爲す。

▲購買 明治四十四年四月購買事業を兼ね、日向淺くして其事業稍緒に就きたるのみなれども、肥料種子、農具を始とし、反物、棉、綿絲類、文房具、陶磁器等日常必要なる雜貨は大方之を取扱ひ、大正二年度の賣却高一萬一千四百四十二圓に達せり。

▲生産 購買事業と同時に開始し、製繩器、麥摺器、粃摺器、力織機等を備へ、組合員に使用せしめつゝあり。

組合の事務所は創立當時は吉川村役場内に設けたりしが、購買生産の事業を開始するに至り、狹隘を感じたるを以て、村内の中央部を選び一棟を新築して、事務所を此處に移したり。新築事務所は、間口五間奥行四間半の一棟にして、相當多額の費用を要したれば、組合の資金を以てする能はず、組合員中資産ある篤志者八名に依て、其の費用を支辨され、當分極めて廉價なる賃借料を以て借入れ置き、兩三

年の後に至り、原價を以て組合に引取ることの契約あるものなり。購買事業を營むに要する倉庫も、昨年五月梁行四間桁四間半の一棟を新築したるが、是れ亦長組合長一個人の資金を以て成りたるものにして些少の賃借料を支拂ひ使用しつゝあり。

組合事務は理事三名の外書記一名を助手として、女子事務員一名を置き、書記及助手の手當として年二百圓内外を支拂ふ外役員は一切無報酬にて献心的に其の事務を取扱ひ居れり。

組合の効果 購買生産の事業上よりは、未だ其の効果の顯著なるものを認めずと雖も、信用組合の事業は着々功を奏し、農作上の增收も一般の認むる所となり、曾て村内に於て四十九町歩餘の耕地整理を斷行したる時の如き、之に要したる二萬五千餘圓の資金は悉く信用組合より低利融通したる事實あり。

又米金の利率は米は従前の一割六七分乃至二割より當時一割以下に低下し、金利も亦以前一割五分以上なりしもの、當今は年九分乃至一割に低下せり、而して地方の小銀行又は隣村等より借入れたる高利の舊債は、殆んど組合資金に依りて整理し盡されたるもの、如し。

組合と吉川村 當村々長及助役共に組合の理事を兼ね、収入役及書記は組合の事務を援く、又各大字區長並に村會議員等は、信用評定委員若くは購買部世話係なる等、村内の名譽職に在る者大抵組合役員と關係なきはなし、それ故に、町村自治體とは密接の關係を有せり。それかあらぬか納税狀況の如き、近來頗る好成绩を呈し、三、四年來は諸税徴收に當り、一人の懈怠者を出さざる有様なり、而して村或は

大字の集會には時間勵行の風行はれ、常に一致共同を以て萬事を遂行し、今日闔村輯睦圓滿にして、村治平穩無事なり。故に毎年の村豫算會議の如きも、僅かに半日を以て議了するを常とし、各大字間離間し紛議を醸したるが如きことなし。是組合事業が村自治に與へたる好影響にあらざるなきか。又青年會並に在郷軍人會等の諸團體は、信用部の貯金集收に力むる外、常時組合の爲め種々の方面に於て努力しつゝあるあり。組合と吉川村との關係それ上述の如し。天下の組合亦悉くかくありたきものなり。

以上組合の概況を述べ筆を擱くに當り、尙記載すべき一事あり、そは當組合書記掛川音十郎氏の事にして、氏は組合設立の際組合書記となり、爾來勤績し忠實業務に服して倦まず、組合員の募集、事業の擴張等に力めて、組合の隆運を圖り、其の熱心勉勵感賞するに足るといふ、其の故を以て大正元年十一月廣島支會世羅郡部會長古玉壽太郎氏之を表彰し、紋服地一反を贈りて其の功を賞揚せり。掛川書記の誠心聞く人をして欣慕の情に堪へざらしむるなり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四四年	同四五年	大正元年	同二年
組合員數	三六六	三八四	四一七	四五八	四七四	四七四
固有資金						
拂込濟出資金	一、一九八 ^円	一、三二四 ^円	一、五二二 ^円	一、六四四 ^円	一、六七六 ^円	一、六七六 ^円

廣島縣 無限責任吉川信用購買販賣生産組合

準備金	二四	一五七	四〇七	六三一	二〇六	九九七
特別積立金	—	六四	一八八	三三〇	四一四	四三六
合計	一,二二二	一,五三五	二,一七	二,六〇五	二,九〇二	三,一〇九
事業	貸付	貸付	貸付	貸付	貸付	貸付
年度末	六,二九三	七,一〇七	一〇,八二四	二七,七一四	二六,四〇九	三一,五一九
年度末	五,七〇八	七,一八一	一一,〇三七	一五,九七三	一七,六九四	二四,二九九
年度末	二,〇九八	二,〇二三	一,八一	一三,五五二	二二,二六八	二九,四八七
受入	五,五五四	六,一一一	九,二七三	一五,九一三	三五,一七〇	三六,〇五六
拂戻	四,八三七	二,三〇〇	三,九五七	九,四〇五	二五,七九八	二九,四二二
年度末	三,一三六	六,九四七	一一,二六二	一八,七七〇	二八,一四二	二四,七八六
貯金	—	—	—	—	—	—
購買額	—	—	—	六三八	八,三五四	一一,四四二
使用料	—	—	—	—	—	—
剩餘金	一六五	二七九	三二七	三〇二	三八八	九八九

貸借對照表 (大正二年度末)

貸付金	二九,四八七・七〇三	出資金	一,六七六・〇〇〇
預金	二,三一四・一七〇	貯金	二四,七八六・八一六
什器	二七七・九四九	豫約貯金	二五・三〇〇
貸付金利息未收入	一七・七九二	準備金	九九七・七一
預金利息未收入	一三〇・三二〇	特別積立金	四三六・三三二
生產器	一一八・〇三〇	借入金	七,〇〇〇・〇〇〇
購買品現在價額	二,三七六・五六六	借入金利息未支拂	一二九・六四〇
購買代金貸付高	一一一・八四二	未拂戻持分	六・〇〇〇
同上未收入利息	三・二三二	貯金利子未拂	九七・四一九
聯合會出資金	一〇〇・〇〇〇	本年度剩餘金	九八九・八九九
建物	二六・七〇〇		
現金	一,一八〇・八一三		
合計	三六,一四五・一一七	合計	三六,一四五・一一七

無限責任赤坂信用購買販賣組合

廣島縣沼隈郡赤坂村大字赤坂四四四

明治三十九年四月十一日設立

組合設立 一村の戸數四百七十一戸、人口二千九百七十一人に對し、田畑合計一百町歩に足らず、村民の生計の半は疊表製造業に依て支へらるゝもの、之れ廣島縣沼隈郡赤坂村なり。本村より製出する疊表は、一ヶ年約二十五萬枚、其價額十萬圓に上る。近來生計用品の騰貴は年を遂ふて甚だしきに拘はらず、小産者の手工に成る本品の如きは、誠に哀なる状態に在り。自ら價格を高むれば、販路之に伴ふて杜塞するは勿論にして、且つ資金に不足せる小産者の悲しさには、本業に對する利益を全ふする能はず。疊表原料たる蘭草の栽培に要する肥料は、甚だ多額を要し、生産費頗る嵩む、又製品販賣に當りては中間商人の腹中を肥して自ら得る所少なし、是れ産業資金欠乏の致す所なり。誠に慨嘆に堪へざるなり。されば主として金融、肥料の購買、疊表の販賣、其の製法の改良、貯蓄心の涵養を目圖として本組合は設立せられたり。

組合設立初年度に於て、已に三百五十七人の組合員を有し、肥料、荒苧、蘭草等一萬一千餘圓の購買をなし、第二年度に於ては一萬五千餘圓を購買し、其の成績の顯著なるを認められたれば、四十一年信用販賣の事業を經營し、其後迅速なる發達をなして、成績益々優良となりたり。現今四百二十一名の組合員となり、赤坂村總戸數の八割九分を包容す。

事務取扱

理事中村源之助氏至誠を盡して専ら事務を執掌す。

購買品は産業用品の外、酒並に學用品其他日用品を取扱ひ、尾道兵庫等より購入して、店舗を開きて賣却し、販賣部の事業は疊表の販賣にして、品種多様なを以て、検査人をして検査を爲さしめ、買取販賣を爲す、信用部に於ては別に規定等を設けずして、組合員の任意に來つて借入又は貯金するに任せたり。但し貸付金に就いては充分注意し、各大字共、十丁と稱して十人宛を一組となせる組を作らしめ其の組内に起りたることは、十丁一同の責任となし、互に相戒飾せしむることとせり。

事業と其の効果 大正二年度信用部に於ける事業は、無擔保貸付九千二百四十三圓有擔保貸付二千二百三十圓合計一万四千四百七十三圓にして、同年度償還一万二千九百十九圓なり、利率は普通年一割とし貸付を受けたる人員三百十二人に及ぶ。又貯金部に於ては、同年度受入三萬六千二百二十九圓拂戻五萬二千九十九圓、年度末三萬五千二百三十八圓にして、貯金人員四百九人、即ち殆んど組合員の全部に亘る。尙購買販賣の事業に於ても組合員の組合利用の狀況頗る佳良にして、最近六ヶ年の狀況は別表に示すが如し。

由來家内工業組織を以てする製造業に在りて、往々其の利益を失ひ遂に事業の衰滅を來すは、其の原

因多々あるべしと雖も、主として粗製濫造に在り、其の渦中に在りて、利益を占むる者は奸智に長けたる製造業者と、不正なる仲買商人とのみ。而して之が爲めに不利益を被る者は、正直なる製造業者と、需要者なりとす。需要者の地位に在る者は物品の粗悪を強ひらるゝ義務なければ、之を求めざるによりて其の不利益を免かるれども、獨り正直なる製造業者は、之が爲めに遂に一の産業を失ふに至るべし粗製濫造の弊實に恐るべきなり、本組合が夙に茲に着目し、無限責任組織を採用して先づ組合の基礎を固め、着々製法の改善を促し、組合員を督勵して粗製濫造の弊を矯正し、旁々生産費の節減販路の擴張をも遂行しつゝあるは最も稱揚すべき所なり、更に貯蓄の増加、納税義務の確守の状況、信用の向上を認めしむるに至れる等は、本組合の効果愈々顯著なるを察知するに足る。若し夫れ本組合販賣品の確否を知らんと欲せば、本組合の疊表を使用しつゝある全國多數の購買組合員に問はるべし。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	四一四	四一四	四一七	四一七	四一七	四二一
固有資金						
拂込濟出資金	一、二五五	一、七三一	二、〇八五	二、〇八五	二、〇八五	二、一〇五
準備金	九一〇	一六五	二九三	五二二	七二八	九一九

特別積立金	三〇	五〇	一〇〇	一五〇	二〇〇	二五〇
合計	一、三九四	一、九四六	二、四七八	二、七四八	三、〇一三	三、二七四

事業	貸付		貸付償還		貯金		販賣額	購買額	剩餘金
	年度末	受入	年度末	拂戻	年度末	年度末			
貸付	七、三一三	二二、六二二	二六、〇〇五	一八、一五〇	一、二、三四一	一、四、七三三			
貸付償還	三、三四九	一五、七四〇	一七、〇二七	一七、六一五	一四、七五一	一三、九一九			
貯金	二五、七〇二	二八、二二九	四二、三九二	四二、〇七〇	四四、二二九	三六、二二九			
貯金拂戻	一一、五二七	二二、〇〇八	二六、五四三	三〇、六八三	三九、五五一	五二、二九九			
販賣額	九六三	二、四八六	二六、〇三〇	六八、一九二	六七、二七一	一〇五、三六四			
購買額	二四、七七八	二一、七三三	二〇、八五四	二二、五六五	二一、三二四	一六、四三六			
剩餘金	一八五	四〇四	七七四	六八八	六九八	一八三			

備考 大正二年度貸付利率は年一割、貯金利率は年六分ミナ

貸借對照表 (大正二年度末)

廣島縣無限責任赤坂信用購買販賣組合

貸方		借方	
貸付金	一六、五〇三・三五四	出資金	二、一〇五・〇〇〇
預金	八四・八七〇	貯金	三五、二三八・六〇五
什器	二四五・七九七	準備金	九一九・二五〇
貸付金利息未収入	六八二・五五〇	特別積立金	二五〇・六五〇
購買品現在額	一、四八九・〇九〇	借入金	八、六四七・一八〇
購買代金貸付高	一三、九九三・四三九	購買代金未支拂	一、三六二・五六〇
同上利息未収入	一、九六二・九八〇	假預り金	六七・二六〇
聯合會出資金	七五・〇〇〇	剩餘金	一八三・〇七四
建物	一、一〇一・一三五		
販賣品現在額	一、一一八・七〇〇		
販賣品代金貸付高	一〇、九〇三・三八八		
現金	一、六一三・二七六		
合計	四八、七七三・五七九	合計	四八、七七三・五七九

有限責任柳井町信用購買組合

山口縣玖珂郡柳井町大字柳井津四八六
 明治四十一年一月二十八日設立

組合所在地 本組合の所在地たる山口縣玖珂郡柳井町は、明治三十八年一月元柳井村、柳井津町、古開作村の一町二ヶ村を併合したるものにして、郡の南端に位し、町の東方は琴石、三ヶ嶽の如き峰巒あり、西南は熊毛村に接し、南方は瀬戸内海灣入して大島郡に面す。町内農商相半し、中央は市街地を爲して縣下有數の商業地なり。其の郊外に田野あり山林をも抱有し、農家其中に散在す。交通は頗る便にして鐵道山陽線は本町を東西に貫通し柳井津驛あり、南方海に面する所は柳井港を成し、瀬戸内海の一良港と稱せらる。町内戸數二千八百餘人口一萬四千餘人あり、町民の生計状態は比較的富裕なるが如し。

柳井町の起原 往昔人皇二十五代繼體天皇の御時、大和國三輪明神の御告げに依り、大内より玉津姫を降し玉ふ、即ち豐後國玉田の邑人小五郎と云ふ者と夫婦となり、觀音山王の利益にて七珍滿寶充ちて長者となる、彼の滿能の長者之れなり。長者一女を産み體若姫と名づく、容貌世に類なかりき、此事都に傳はりしかば、二十九代欽明天皇第四の宮橋豐田皇子之れを聞き、身躬ら行き之れを見且つ喜び寵幸愈々厚し。後皇子故ありて姫を留めて獨り洛に歸れり、體若姫又日夕愛慕し上落皇子に近侍せんとの念甚だ切なり。會々百濟國より龍白、定馳二人の船士數萬の資を積み來る、長者此由を聞き、是れ幸なり急ぎ召せと呼び寄せ、此度體若姫上洛につき姫の乗船を貸し玉へさありければ、兩人答へて曰く易き御事なり、長者大に悦び家人に命じて船を雇掃して綾羅の幔幕を打廻し翠簾を掛けたり

山口縣 有限責任柳井町信用購買組合

盤若姫は侍女十二人供女三十四人召連れ、其外船奉行姫を守護して、野津原彌五郎外十人を始め家來夥しく召連れ玉ひ、其船頭水夫に至る迄男女都て一千人、大小船百二十艘に打乗り、三月中旬白杵の浦を船出して順風に帆を上げ早關崎の方を過るに、途中海風大いに起り、苦難因懸漸くにして弊郡島を乗り上る頃、東南に方り大に騒動す。溝部萩原竹内其他船側を叩き御船瀬戸内に入れよといふ、流石名にし負ふ回防國鳴門大島の瀬戸なり、其時悪風強く吹き重なり海波を捲いて襲ひ來り、虚空電雷靈風勢愈々加はりて百二十艘の船十方に吹き散されたり。而して姫の船は兩艘共留まりながら瀬戸内に漂流する状荒鷹の空飛ぶが如し。船人一人も立上らず、皆船底に横み臥したり。流石の瀧白定馳二人の者も茫然として居る時に、萩原竹内心付き姫の守本尊手観音を取り出し、船中安穩に守り玉へど祈願久ふして海に投せしに、不思議や風浪忽にして收り、空晴れ天亦明けたり。茲に於て彼此吹き散されたる大小船八十艘概ね返す(中略)姫清水ありやと乞ひたまひて陸に上り玉ふ(中略)此奥の江の里人につき良き水なきやと尋ねれば、良き水こそありて連れ行き見るに誠清き泉湧き出る所あり、其儘汲みて試みるに味よき事類なし、更に名器に汲み參らせければ盤若姫心爽かになり玉ふ。其時此所に楊の枝を取出し井の邊に挿植し玉ひ、此所必ず菩薩出現あるべし、此地の守護尊と仰ぐべし蓋に延命不老の茶の水にして萬世稀代の靈場たるべしと。而して此の柳一夜に枝葉を生じ、日に順ひ成長し木柳となる、故に此所の井戸と柳とを總稱して柳井と名づけたり(本記事は地名辭書及湘江庵記録を採華せしものなり)。

農業地、商工業地を包有する柳井町は、都市、田園自ら其の氣風を異にし、地方公共の事に關しては自然其の利害相同じからざるものあり。されば明治四十一年全町を區域として一の産業組合を組織し一方資金の調節を圖り、徳義心の涵養に資し、更に人心の和合を期待せり。

組合事業 四十一年組合設立當時の組合員は僅に八十名内外にして、先づ其の事業の端緒を開きたりしが、由來經濟思想に乏しからざる町民は續々加入し來りて、翌四十二年末には已に五百十六名となり漸次増加して現今千三百七十五名の組合員を有するに至れり、其の職業別は左の如し。

農業 六六〇 工業 五四 商業 四六一 水産 一 雜業 一九九

第四年度以後は總會に代るべき總代會を設くることとなしたり。

事務所は市街地の西北端に設け、別に支部及購買部を置く。

組合の事務は常任理事の外事務員數名を置き遺憾なく處理し日曜、祭日、晝夜の別なく組合員の爲めに便宜を圖れり。而して毎月十五日午後三時(事務閉鎖)後事務所に於て左記の目的に依り職員協議會を開き事務の進捗を圖る。

- 一、本部支部及購買部の事務執行の統一を期すること
- 二、組合員の徳風向上の爲め職員を採るべき方針
- 三、組合事業に對する一般組合員の感想調査

尙十日毎に決算を行ひ貸借對照表を作成し、損益の状態を考量し又毎月末に至り總決算を行ひ事務の整理を爲し整然確實を旨とせり。

▲貸付 貸付は左の要項に従ひ之を行ふ。

- 一、貸付金額は信用程度表に準據し組合長之を定む
- 一、信用程度以内の貸付は無擔保を旨とす
- 一、資金使用の事業性質及債務者の辨濟能力等を調査す
- 一、貸付期間普通二ヶ月特別最長一ヶ年以内
- 一、貸付金辨濟又は利息の拂込を怠りたる者は貸付を停止す

山口縣 有限責任柳井町信用購買組合

一、利息は金額の多少に拘らず一定し日歩勘定に依る、現今日歩二錢八厘なり

貸付金は商業資金、農業資金、工業資金及一時救済の資金等に用ひられ、其の反應として貯金増加の傾向顯はれ又は家業發展の兆象を見る等成績良好なり。又向後特別貸付の途を開き一層の効果を收めんとす、特別貸付に關する要項左の如し。

- 一、特別貸付金は各種貯金の半額を以て最高限度とす
- 一、特別貸付金は左の場合に限り之を行ふ
 - イ 生産に關し利益を取得するに長期を要する永遠の有利事業を目的として資金を要するもの
 - ロ 土地改良事業、地目變換、開墾、水利又は水産事業の如きものにして確實なる成算あるもの
 - ハ 不慮の災害に罹りたるとき又は已を得ざる事由に基因する債務の爲め家政の改革を爲すの要あるもの
- 一、組合員が貸付を請求するときは前項イ、ロ、の場合に於ては設計書、ハ、の場合は其の事由を證する書面を添付し特別貸付金請求書を提出すること
- 一、特別貸付は保證人を立てしめ且つ擔保を提供せしむ但し借入請求者の信用程度に依り連帶保證に依らしむることを得
- 一、特別貸付金の利率は普通貸付金の利率よりも低歩とす其の利率は隨時理事會の決定する所とす
- 一、返済期限は五ヶ年以内とす、但し年賦償還方法に依るも妨げなし
- 一、特別貸付は理事の合議に決し監事の意を詢ふて決行す

▲貯金 本町住民は固と資力乏しきにあらず、貯金の如き獎勵に應じて集まる、依て種々の方法を設けて之を勵行せしむ、其の種類及各利率左の如し。

一、定期貯金	一ヶ年以上 三ヶ月以上	同年 同	七分 六分五厘
一、契約貯金	百圓ニ付	日歩	二錢九厘
一、小口當座貯金	同	同	一錢三厘
一、當座貯金	同	同	一錢

右の中契約貯金と稱するは一種の目的貯金にして、契約貯金規定に依り貯蓄せしむるものなり。其の規程の要領を左に示さん。

- 一、契約貯金は組合員の經濟の發達を企圖する爲め勸諭貯蓄の精神を養成するを以て目的とす
- 一、契約貯金は左の區別に依り取扱ふ
 - (一)納税貯金 (二)教育貯金 (三)結婚貯金 (四)据置貯金
- 一、据置貯金は滿三ヶ年を以て一期とす但し尙繼續するも妨げなし
- 一、契約貯金は日歩勘定に依り定期貯金最高利率に準じ利息を附す、但解約の場合は當座貯金利率に引直すものとす
- 一、貯金の契約者は毎日一錢以上勤勉力行に依り貯蓄を爲し一ヶ月毎に取纏め翌月十日迄に組合へ預け入るゝものとす
- 一、納税貯金を引出すときは納税告知書を貯金係に示し拂戻を爲すか若くは之を交付して納税の辦理方を係の者に委嘱することを得
- 一、教育貯金は中等程度以上の教育費に充用するものとす
- 一、結婚貯金及教育貯金を引出す場合は隣家二名の保證を要するものとす
- 一、貯金の契約を履行すること一ヶ年以上に亘る組合員に對しては次期の通常總代會(又は組合員大會)の際福引券を與ふ(明治四十三年四月一日より實施)

▲購買 購買は、其始め町内の製造業者又は特に信用ある商店と契約を結び、所謂特約店制度に依り

山口縣 有限責任柳井町信用購買組合

市價より幾分廉價を以て組合員に其需要品の供給を爲したりしが、かくては甚だ姑息の手段にして、僅かに、組合員眼前の小満足を見るに過ぎざるを以て、大正元年度より購買部を特設し、將來此の事業に向つて力を傾注せん企畫なり。從來に於ては購買高も極めて、僅少にして僅かに肥料木炭を購買したるに止まる。

本組合事績に就いて、特に世上に紹介せんと欲する所は、市街地と農村とを區域内に包括し經營宜しきを得たる點に在り。組合員數千三百七十五名を有し、宏莊なる事務所を設け、八百餘圓の給料を支拂ひ尙能く八千五百餘圓の剩餘金を出す、而して貸付金擔保別を見るときは、無擔保貸付七、有擔保貸付三の割合なり。

組合の効果 設立以來六ヶ年の經營にして、未だ其の効果として特筆すべきものを認めざるも、柳井全町に渡り經濟上の融和を來したるは明かなる事實にして、隨て人心和合し町治の上に於て又公共的事業の上に於て好果あるもの、如し。尙組合が納稅貯金を始め、組合員に代つて納稅を爲すの便益は、單に納稅義務者たる組合員の便とするのみならず、町役場の喜んで之を迎ふる所なりとす、其他組合は常に柳井町青年會の事業を援護し、在郷軍人團に對して誠心を以て接し、道路新設改良等の舉ある毎に夫々相應の金品を寄附し、組合本來の事業以外町内住民の幸福の爲めに盡しつゝあり。之を以て町内の人心をして奮起せしめたること一再ならざりき。

組合と合組長 柳井町組合の事績は大略右に述べたる如く又末尾に掲げたる一表の如し。而して當組合に特に功勞ありし者は設立以來の組合長たる青木榮太郎氏なり。氏は曾て漢學法律學を修め、明治十八年徵兵義務の爲め入營し、日清戰役に從軍して功あり、勳六等に叙せらる、其後郷に在つて篤望高く古開村長となり、柳井町助役に當選し、三十九年退職して當組合を組織し推されて組合長となり、挺身奮勵して組合今日の成績を擧げたり。次で大正元年十二月柳井町長に選ばれ辭する能はずして就職せり依て組合長の重任を辭せんごせしも、組合員の強いて留むる所となり、現今尙其職に在りといふ。組合の爲め多幸なりと謂ふべし。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	八二	五一六	一、一四二	一、二四四	一、三七五	一、四三五
固有資金						
拂込濟出資金	六八三 ^四	二、六六三 ^四	七、一八一 ^四	一一、四八四 ^四	一一、六二三 ^四	一一、七二九 ^四
準備金	—	五九	五〇七	一、二二二	二、〇八一	二、六一三
特別積立金	—	一三	二二二	七四四	一、四一九	一、六九六
合計	六八三	二、七三五	七、九一〇	一三、四五〇	一六、一一三	一七、〇三八

山口縣 有限責任柳井町信用購買組合

事業

貸付	一六、三〇〇	五五、六七二	一〇七、三三九	一五〇、九九二	一一七、八六六	八三、六三四
貸付償還	五、八九〇	四三、七六一	八六、八八一	一三三、八三〇	一〇七、四〇五	八五、七五九
年度末	一〇、四一〇	一一、三三二	四二、七七九	五九、九四〇	七〇、四〇一	六八、二七六
受入	三一、二八九	一一八、一一四	一八三、七八七	二四五、八六三	三四二、六六八	二八四、五六五
貯金拂戻	二〇、一四六	九三、五二九	一五九、一五一	二一八、〇〇九	三一三、八二三	二八七、四八九
年度末	一一、二四〇	三五、七二九	六〇、三六五	八八、二一九	一一七、〇六四	一一四、一四一
購買額	一七五	五一一	二九六	一三七	三六七	一一五八
剩餘金	六〇	九一三	一、八〇〇	二、二四三	一、八二四	一、四六七

貸借對照表 (大正二年度末)

貸方

拂込未済出資金	一三〇、五五二
聯合會出資金	四三〇、二〇〇
貸付金	五六、八四〇・三九二
當座貸越	一一、四三五・八三五

借方

出資金	一一、八六〇・〇〇〇
貯金	一一四、一四一・一三八
借入金	三八〇、〇〇〇
準備金	二、六一三・一〇七

預金	四九、二一九・一七〇	特別積立金	一、六九六・八〇二
家屋	一、〇二六・〇〇〇	剩餘金	一、四六七・〇四八
土地	一一、三二四・〇〇〇		
什器	三四三・六〇〇		
購買物品現在額	一四一・八一九		
現金	一一、二六六・五二七		
合計	一三三、一五八・〇九五	合計	一三三、一五八・〇九五

有限責任余土村信用購買販賣生産組合

愛媛縣温泉郡余土村大字余戸九六八

明治四十一年十一月十九日設立

所在地 本組合所在地は、愛媛縣の中樞をなせる温泉郡の西南部に位し、縣下唯一の都會なる松山市(縣廳所在地)を距る西南一里餘に在り。組合の區域は余土村一圓にして、大字余戸、市坪、保免の三大字より成れり。石手川は村内東南部を西に向つて流れ、其の南方を流る、重信川と大字余戸に至りて合

愛媛縣 有限責任余土村信用購買販賣生産組合

す。大字市坪は兩川の合一せんとする漏斗喉に位せり。南は重信川に依て伊豫郡に接し、東は温泉郡石井村、北は同郡雄群村、生石村、西は同郡垣生村に界し、二十町にして海に達す。松山より南伊豫に達する縣道は村内を通申し、又松山より伊豫郡々中町に至る伊豫鐵道は村役場所在地なる大字余戸を横ぎる。組合事務所、村役場并に余戸停車場互に相隣れり。

地勢は所謂道後の平野にして、東南北共に山嶺遠く、西方は海に向ふ、重信、石手の兩川堤塘に繁茂せる並樹ある外、他に一の地物なく、一眸坦々たる耕作地を以て満たせり。本村は米作を主とする純農村にして、地味肥沃、産額豊なり。稻作反別三百四十六町歩餘、米産額八千八百七十餘石、麥作反別二百二十五町(綠肥裏作の爲め麥作の反別は減少す)歩餘、産額三千五百十餘石を産し、副業としては伊豫耕の製織に従事し、古くは産額多かりしも、近時一般染織物の製造進歩の爲め壓迫を蒙り、著しく産額を減じ、且つ其製織の組織變遷して賃織業となり、製織の工資を得るあり、然れども最近に於ては毎年一萬五千反餘の減少を來たしたり。耕の外菓細工の副業あるも之極めて小額に過ぎず。要するに本村産業の生命は米麥作にして、之に依て村の經濟を支持するも、副業の幾分衰退せる爲め、經濟裕ならず、近時は米麥作の收穫稍増加し加ふるに穀物價格の騰貴せるを以て小康の姿なり。

組合設立の事情 今を距ること十二年前、即ち明治三十四年時の村長盲天外森恒太郎氏、現組合長なる鶴本房五郎氏等、村内の經濟狀態不良にして、中農者は漸次其數を減じ、隨て小農者の數を増加し、

而かも中農の手を離れたる農耕地は村内農家之を買收するもの少く、徒らに村外に流れ去るの不況に加へて、小農者は資本の欠乏に因り農業の成績常に不良を呈するを憂ひ、之れが救済の方策を企てんと欲し明治三十三年の事實に基き、村是資料の調査を行ひ、是に依て本村に於て實行すべき左記七項の村是を確定したり。

- 一、風俗矯正
- 二、勤儉貯蓄
- 三、肥料共同購入
- 四、小作人保護
- 五、土地改良
- 六、青年子弟の教育
- 七、織物の改良

以上の村是實行により、爾來各方面に向つて改善を圖り、實績を擧げ來りしが、時勢の推移と人智の發達とは舊來の仕來りに甘ずることを得ず、明治四十一年に至り信用購買組合を設立し、前記村是の要目を最も的確に之を實行し、以て經濟と道德の振興を益々大ならしめんと欲するに至れり。即ち信用組合事業に依り風紀の矯正、勤儉貯蓄の實行、并に小作人の保護、資金の供給、織物の改良を容易ならしめ、購買事業に依りて、肥料の共同購入、并に小作人に對して其代金の延納を許して保護の實を行ひ、既に土地改良の目的を以て成立せる耕地整理組合、青年子弟教育の目的を以て成立せる青年會と協力し村是の完全なる實行を期待し、爾後明治四十二年三月販賣事業を兼營し、米麥の共同販賣を爲し、同四十五年六月生産組合事業を兼營して倉庫の共同使用を實行し且つ土地の共同使用を計畫し、地主と小作人の間に介在して以て兩者の利便を圖りつゝあり。要するに當組合設立の目的は、曩の村是實行の精神

を以て、各方面の企畫經營を完備し、有終の美を爲さんと欲するに在りたるなり。

組合發達並に事務取扱 當初は組合員三百八十五名、出資口數八百三十一口(此金額八千三百十圓)を以て信用購買組合事業を經營し、翌年二月販賣事業を加へて、米麥を陸軍糧秣支廠に販賣することを開始し、次て明治四十五年(大正元年)六月生産組合事業を起して、倉庫并に農耕地の使用を兼營するに至る。其間躍進的の進歩發達は之を見る能はざりしも、漸次經營の歩武を進め一回の紛議なく、一步の蹉躑を見ずして着實に發達を爲しつゝあるは大に稱揚の値あり。其數字的發達の狀況に就いては末尾の表に示すが如し。

組合設立當時、理事五名、監事五名、信用評定委員十名を置き、理事、監事は夫れ以來更迭を見ず、(監事一名は轉任の爲め更迭あり)最熱心懇篤に組合の爲め盡瘁し、殊に組合長鶴本房五郎(現縣農會副會長)日夕組合の業務を督し、理事玉井春太郎(現余土村長)亦常に組合の事務を補助し、設立當時は村役場内に事務所を設けて執務したりしも、明治四十三年三月、村役場と相隣し軒を並べて事務所を建築し、此處に移れり。現今に於ては村内の有志並に篤實なる青年者中より、事務員三名、補助員一名を選抜し、事務に従事せしめつゝあり。

今其取扱方法を細説すれば左の如し。

信用事業 貯金は普通の貯金、聖徳紀念貯金の二種とす。普通貯金は通帳を以て隨時預け入れ、又は

引出し得るもの(當座預金)并に定期貯金の二とす。定期貯金は預託期間を一ケ年以内に於て任意預け入れ、ものとし、各口毎に一通の證書を交付するものなり。當座貯金の受渡しは、去る三十四年以來本村に於て實行しつゝある特殊の方法にして、小學兒童をして集金せしむるものなり。即ち日曜日毎に小學校の高等科生に、豫て定め置ける受持區域の各戸より貯金と通帳とを受取らしめ、之れを携帶の貯金袋(小形信支袋)に納め、其の各金高は兒童の手帳に記入せしめ、之と前記の袋とを翌月曜日に小學校に持參し、受持教員に差出し、受持教員は之れを一應査閲の上組合より出張せる事務員に渡す。事務員は其貯金袋を受取り、組合事務所に持歸り、夫れ夫れ受入の手續記帳を了すると同時に、袋は通帳手帳と共に之を小學校に返送し、教員より各兒童に渡す、かくて兒童は放課帰宅後、又各受持區域の各戸に通帳を配布し置き、更らに次の日曜日には又前記の如く集金するものとす。而して小學兒童に對しては集金高一圓に對し一錢の割合を以て報酬を與へ、之れを兒童の貯金となさしむるものなり。次に貯金引出しの際には組合員各自通帳并に實印を組合に持參し、引出しの手續をなすこととせり。

聖徳紀念貯金も亦普通の紀念貯金と、定額貯金の二あり。普通の紀念貯金は、毎月預け入るべき金額(十錢以上)を一定し置き必ず之を實行するものにして、通帳を以て取扱ひ居れり。定額貯金は毎月、毎三ヶ月、毎半年、每一ケ年に一定額を預け入れ、満期の際各口元利を合し、金百圓を拂戻すものなるが、之れには證書を使用し、掛込金に對しては其都度領收證を交付する方法なり。而して此等二種の

貯金は、組合より事務員若しくは補助員各戸を巡回して、集金せり。

貸付金は是迄一ヶ年以内の期間に於て貸付し、其取扱方法は申込書を徴し、毎年一回評定委員会に於て評定せる信用程度に照して貸付額を決定し、保證人を立てしむ、現今利率は貯金年六分貸付同九分六厘なり。

購買事業 購買の事業は主として肥料の購入を行ふに在り。其取扱は米麥の肥料需用期前、青年會員をして各戸の需要を調査し、購買申込をなさしめ、其の注文を取纏め仕入をなし現物の到着すると同時に、停車場に於て組合員に引渡し、當日引取り終らざる分は組合の事務所に藏置し、遅くも兩三日間に全部引渡をなす。而して現金主義に依り、現品引渡後直に代金を納入せしむ。併し爰に一の例外として、代金延納を承諾して以て組合員の便を謀り、頗る好結果を收めつゝあるものあり。そは小農者にして肥料代金を即納し能はざるものには、各部落又は各組毎に小團體を作らしめ(十名若しくは二十名位)此團體に肥料を貸付し、收穫物を收納したる後代金を納入せしむ、其團體には各員連帯を以て債務を負はしむるを以て相互の戒慎を誘致し何れも好成績にて、未だ期限を愆りしことなし。

販賣事業 販賣物品は米、若くは麥にして、販賣先は宇品陸軍糧秣支廠、并に縣立師範學校縣立農業學校とす。其の賣買は隨意契約に依れり。組合は買取主義に依れども組合員より現物の買取りを爲すには、先づ販賣先へ契約締結後、見本并に價格を公表して、組合員各戸に就き其賣却の希望の有無を糺し

販賣せんと欲する者より現品を買取り、等級を定めて、代金を支拂ひ、現品は組合事務所若しくは停車場へ搬出せしめて之れを取纏め、其の糧秣支廠に販賣するものは、玄米、麥の儘輸送し、事務員出張して引渡しを了するを常とす。師範學校、農學校に販賣する米は之を精白し、麥は挽割と爲す、此加工には未だ組合直營の加工場なければども、村内に電氣精米場を經營する者あるを以て之れに請負はしめつゝあり。此の如くにして實行せるに、未だ嘗て組合員と組合との間に紛議を生せしことなく、品等査定等に付ても毫も異議を生せず、極めて圓滿に取扱を了しつゝあり。

生産事業 生産事業は、倉庫の使用田畑の使用との二なり。

▲倉庫の使用 第一着手として三大字の一なる大字市坪に四十二坪の倉庫を建造し、組合員の貯藏米を入庫せしめ、一俵に對し一ヶ月一錢の割合を以て使用料を徴し居れり。而して藏置米の出入、倉庫の管理に付ては、事務所の所在地と倉庫の所在地と距離約十二三丁ありて事務員に於て擔當すること不便多きを以て、組合は所在地の組合員中の適任者を保管委員に囑託して之れに當らしめ、此委員と組合の間、十日間毎に報告を交換し、毎月一回は組合より役員若しくは事務員出張して檢閲を行ひつゝあり。倉庫使用料は六月、十二月の二回に之れを徴收す。

▲田畑の使用 本村は田畑全部の耕地整理を完成したるが此事業の施行と共に小作料額一變したるを以て、地主小作人間に小作料額に關し、紛議の生せんことを豫防する爲め、組合は兩者の間に介在して

圓滿に兩者の和親を謀る目的を以て、開始したる事業なり。而して組合は地主より田畑を借り入れて一旦組合に備へ、之を組合より組合員たる小作人に貸付する形式を取り居れり。又小作米は組合自身が小作人より受取り倉庫に保管し、證書を以て之を地主に交付し、現米は其儘(小作料は凡て米のみ)倉庫に於て保管するものとす。本事業は大正元年度より實施を試みつゝあるものにして、組合は之に關する手数料(即ち小作料の間歩)の如きは之を如何に定むべきかに就ては本事業の實行の手續、成績に鑑み之を協定すべきこと、爲し居れるが、之れに要する手数料は耕地整理組合の定めたる小作料を以て、組合より組合員に對して貸付する小作料とし、其内幾部分を組合の手数料として收め、之を扣除したる額を地主に對して組合より支拂ふ借地料となすの方針なれば、組合に於て之れに要する手数料は、地主の負擔に歸せしめ、爲めに小作人に對して小作料の負擔を増加することなし。

組合員訓育 組合員の訓育上に於ては毎年一回若しくは、二回農閑にして長夜の時を選び、組合長を始め理事、事務員并に村長等一同巡回し、区域内を十有二區に分ち組合員の夜會を開き、老幼男女の別なく集合せしめ、組合に關すること、其他産業、經濟、家事、衛生等に就き訓話をなし、蓄音機の餘興をなして一同を慰撫し來れるが、訓育上多大の效果あるを認めらる。尙毎年一二回青年等と合同し諸名家を聘して講演會を開けり。

組合と余土村 組合の事業が、直ちに余土村全般の改良事業なることは、舉村上下を通じて了得した

るところにして組合と余土村とは寧ろ同體なるかの觀を呈せり。村農會、耕地整理組合の如きも亦然り去れば特に之を結び付くべく畫策するの必要なし。たとへば、村自治體及其他の諸團體の樞要機關に就て見れば、組合長は村農會長、耕地整理組合長にして、又村會議員として村治の主要部に立ち、余土村長、同助役は組合理事にして、収入役は監事たり、村書記、村農會幹事、技術者等亦組合の監事若しくは信用評定委員として組合の役員なるが如く、且つ青年會員に於ても亦組合事業に干與するもの少からず。何れも極めて圓滿なる關係を保持しつゝあり。

又之を事業上の關係に就て見んか、設立當時組合事務一切を村吏員に於て擔當せしが如き、設立後三ヶ年間は組合經費に對し村費を以て補助せられたるが如き、小學兒童をして組合貯金の集收を爲さしむるが如きは、村と組合との關係の如何に親善なるかを推知するに足らん。尙村農會技手は組合購買肥料の品種、成分の選擇鑑定に任に當り、耕地整理組合は當組合員中の中等以下の者に對して、特に土工事を受負はしめて勞銀を收入せしめ、耕地整理組合が其勞賃を支拂ふ際には組合と氣脈を通じて、組合事務員立會の上、各自の受取るべき勞銀の一分を天引して貯金となさしめ、貯金獎勵を實行するが如き、皆顯著なる效果あり、殊に青年會に至りては殆んど産業組合に屬する別働隊の如き觀あり。而して組合は青年會の需めに應じて、理事講師となり、青年會員に對し産業組合并に農村經濟に關する講習をなし、以て青年會の事業を助け、組合が集會を催すときは青年會員各自隣保に對して其の開かるべき會

合の主旨を説明して出席を勧誘す、又青年會員は組合員に於て購買すべき、肥料の種類、數量の取纏めをなし、且つ代金取立若しくは代金延納者の小團體の結合を斡旋して組合に對して延納金に就き差入るべき肥料借受證書の調印を整ふるが如く、善く組合事業を援助す。組合は又之れに對して青年會々費若しくは基本財産に寄付金を醸出して、其の勞に酬ひつゝあり。

組合の効果 既往五ヶ年間を逆睹するときは的確なる効果あることを認め得べしと雖、本村は由來米麥作を以て立てる純農村にして格別なる事業なき爲め、茲に掲ぐべきもの乏しきも、施肥其他の流通資金供給の結果小農者の收穫を増加したること著し。本村には米作奨励の爲め施設せる米作四石會なるものあり、平均壹反歩收穫四石を以て目的とし、競争して耕作に従事せるが小作人等にして之れに参加して地力のあらん限りを利用して收穫増加に向て勵精せるを見るときは、知らず識らずの間に産業經濟の上に多大の効果を顯はしつゝ、あるを知るべく、且つ又最近小作人にして農耕地を購入せんと欲するもの、出現せるは、著目すべき現象にして組合員たる者の努力の結果なりとは云へ、其の茲に至らしめたるものは、組合の効果たることを忘るべからざるなり。

其他小産者の徳義心の上進したる結果は、村の平和に少なからざる効果を奏せり、即ち金錢上の取引納税の成績等漸次好況を呈しつゝあり。教育、風俗に關する事項は素より之を著しく認め難しと雖一般經濟思想の普及を始とし、農業技能の鍊達より、兒童の就學歩合の昂進せる等、組合事業の影響と認め

べきものあり。

▲組合の功勞者として認めらるゝ人々 前余土村長森恒太郎氏が、去る明治三十四年余土村は確定の當時に、已に組合の萌芽を發したるは氏の組合に對する功績として稱せざるを得ず、而して能く組合の効果を實現せしめたるものは、現組合長鶴本房五郎氏なり、氏は此地の老農にして農事改良の先驅者たり現に村農會長、耕地整理組合長として大に盡しつゝあり。鶴本氏の外玉井春太郎、池内清間、兩理事亦組合の爲め大に努力しつゝあり、余土村組合亦其の人に富める哉。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	三八五	三六二	三五九	三五七	三五六	三八九
固有資金						
拂込濟出資金	八三一 ^円	二、四九三 ^円	三、四二〇 ^円	六、〇六三 ^円	八、〇一〇 ^円	八、三四九 ^円
準備金	—	—	一八七	六〇三	九〇八	一、四〇九
合計	八三一	二、四九三	三、六〇七	六、六六六	七、九一八	九、七五八
事業						
(貸付)	—	八、六一九	九、九四二	一三、四四二	二四、八一六	二〇、九七二
愛媛縣 有限責任余土村信用購買販賣生産組合					二三一	

過ぎず、村脚東、西、南の三面を流る、仁淀川を隔て、越知町の市街に對し、郡衙所在地なる伊野町は東方五里にして、舟楫相通じ、又高知市を距ること西北八里なり。戸數三百十餘、人口二千餘人、農作物は米麥、玉蜀黍及び製紙の原料たる楮、三椶皮にして古來製紙の業を營むもの多く、近時養蠶業亦大に發達し、縣下屈指の養蠶地と稱せらる、昔時村民質朴、生計亦た裕かなりしが、物質的文明の餘弊たる奢侈の風は山間僻陬の此地にも及び、漸次生計の困難を來し、明治二十七八年戰役後、甚だしく不景氣の影響を受けて衰頹の度著しく増加せり。近年經濟狀態稍順調に向ひつゝあるも、未だ昔時の狀態を恢復するに至らず。

設立の事情 明治三十六年の頃前組合長山崎正臣氏本村助役の職に在り。村長左京武耀氏と共に深く當時の情勢に憂慮する所あり、偶々郡農會技手井上正茂なる人、産業組合の農村に必要な所以を詳述し、之れが設立を慫慂するに會し、産業組合中特に信用組合が本村の頹勢挽回に効あるべきを確信し、之れが設立を發起したり然れども、當時縣下に産業組合の設立稀にして、加ふるに本村にありては、明治十五六年の頃、某社と唱へ金穀の預入貸附を營む團體の起りたることあり、然して當時の機運は猶未だ其設立に不可なる事情あり、且つ經營方法も宜しきに適はざりしが爲めに、空しく失敗に了りたり、かゝる實例ありし後なりしかば、熱心なる組合設立勸誘に對し、耳を傾くるもの甚少かりき、於之乎、先づ村民をして組合に關する智識の注入をなすの必要を感じ、縣當局者の派遣を請ひて講話會を開き、

或は明治三十八年以降村費中に産業組合設立獎勵費を置き、各種の集會を利用して組合設立の急務なることを説示する等百方之れが鼓吹に努めたり。其の結果明治四十年に至り、機運漸く熟し、將に信用組合の設立を見むとするに際し、不幸にも左京村長の溘然病没せるが爲め復々一時頓挫を來したり。越て翌四十一年二月産業組合中央會の開設にかゝる講習會の高松市に開かるゝに會し、山崎前組合長は自から赴きて之れが講習を受け側ら各地先進組合の實蹟を調査し、歸來當時の村長藤岡正胤氏と共に奔走し、同年三月二十日設立者總會を開き、翌日七十八名の連署を以て其筋に申請し、同月二十五日許可を受け、同月三十日出資第一回の拂込を了し、茲に本組合の設立を見るに至れり。

其後の狀況 組合の設立成るや、資金の需用甚だ盛にして、貯金も日を逐ふて増加するに至り、組合の效果の周知せらるゝと共に組合員の組合に對する信念漸次向上し、今や堅實なる發達の第一階段を終れり。

役員は理事五名、監事三名、信用評定委員八名にして、組合長自から組合の事務を處理し、書記を置かず、役員は總て無給なり。

定款並に諸規約類は確實に實行せられ、何等の弊害を醸生せず、信用評定規定は嘗て中央會の懸賞募集に應じ三等賞に入選せることあり。

資金貸附は毎年二回信用評定委員の集會をなし、評定規程に基き信用程度表を作成し、該表の限度内

に於て其の用途を調査し貸附を行ふ。資金需用期及用途は、毎年三月より十一月に亘りては養蠶製絲用資金十月より四月に亘りては主として製紙用資金を主とす、其他土地及家畜の購入、養蜂、肥料桑園の開墾新設等に使用せらる。従て現金の餘剰に苦しむことなし。

貯金の利率は定期貯金年六分六厘、當座貯金日歩六厘(百圓に付き)其他は年六分にして貯金額の最も多きは貯蓄貯金、次ぎは定期貯金なり。

貸附金利率は月歩一分日歩三錢五厘にして、漸次低下の方針を取れるも、地方金利の状態を顧慮し、目下は上記の利率に止めたり。最近六ヶ年間の状況は別表に示すが如し。

組合と横島村 本組合は組合員として村の有力者の殆んど全部を網羅す、従て村自治體及其他の各團體との關係は頗る圓滑なり、本村には基本財産蓄積條例による積立金あり、而して該金員は從來銀行預金と爲り居りしも、現時は悉皆本組合の預る所となり、本村産業上の資金に運轉されつゝあり、其他在郷軍人分會、兵事會、青年會、婦人會等の基金も亦全部本組合の貯金となり、又た貯金組合、納税貯金組合、家禽組合等の如き本組合を利用して起るに至れり。

組合の効果 從來本村多數の製紙家は、比年資金缺乏し高利を拂ふて之を地方紙商人より借り入れ漸く製紙の原料を整へ、製紙に従事するの有様にして、従て其の生産品の如き、資金借入當時に於て紙商人の命の儘に豫約し置きて之を賣渡すの状況にして、辛苦勞働の成果は、徒に此等紙商人の懐を肥すの

結果を呈し、養蠶の如きも略ぼ同一の状況の下にあり、益々一村の頹勢を促進するの有様なりき、然るに組合の設立成り金融の途開けたるの結果、此の惡弊を一掃して斯業者をして在來の苦境より脱出せしめ得たるに止まらず、延いては斯業の發達を來し、續いて製絲業の勃興となり、經濟狀態の改善を促し、從來他町村民の有に歸せる土地の如きも、漸次村民の手に回收し得ることとなり、金利低下し貯蓄思想普及するに至れり、其他畜産に於ては時々縣下優良の種牛を出し、又た家禽組合を設立して、産卵を阪神地方に直接輸出をなすに至れる等、物質上の効果擧げて數ふべからず、亦た組合員は組合の發達するに伴ひ、自己の信用高まれるの結果、互に相戒飭して組合の發達を計り、従て公共心、共同心、自省心向上し、村の自治風俗等に好影響を及ぼせり。今や一村の興廢は繫つて本組合の事業にあるの形勢となり、隣村黒岩村平野信用組合は、全く本組合の指導によりて生れたるなり。

▲餘録 曩に組合設立唱導者の一人なる前村長左京武耀氏は、組合の未だ成らざるに先ち病没せるは惜むべきことなり。前組合長山崎正臣氏は、本組合の創立者にして本村の衰運挽回の爲めに、日夜心血を注ぎ、功勞多し。而して組合今日の盛況を來し村内の産業大に發展の機運に向ひたるは、以て氏の功に酬ひたる所以と謂つべし。今や組合員數百五十一名組合固有資産三千二百三十九圓となりたれば、既定の計畫に本づきて、將來生産組合を兼營して、殺蛹所揚返所を設け、尙製紙原料の粉碎機及乾燥機を購入し、購買販賣組合を兼營して製紙原料、蠶種、種苗肥料、日用品の購入及製紙、繭、生糸其他

農産物の販賣を行はんとす。本組合亦將來大に爲す所あるべきなり。各年度事業の状況は左の如し。

最近六箇年間の事業状況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	九六	一〇五	一二七	一四九	一五一	一五一
固有資金						
拂込済出資金	三四五	六一〇	九七〇	一、三八二	一、六八三	一、八八八
準備金	一〇	二二	一〇九	三〇二	四三六	五七九
特別積立金	—	一〇	九五	二七三	五八九	七七二
合計	三五五	六四一	一、一七四	一、九五七	二、七〇八	三、二九九
事業						
貸付	一、〇四二	二、九三二	七、一〇二	九、九三〇	七、七七六	七、五四三
貸付償還	四四〇	一、八一〇	四、〇五八	七、〇七七	八、二七四	五、五六三
年度末	六〇二	一、七二四	四、七六八	七、六二〇	七、一三二	六、九四四
（受入）	四四二	一、九〇九	四、三六二	六、五八三	五、五二〇	七、五四三

對借對照表 (大正二年度末)

貯金(拂戻)	貸付	借方	貯蓄貯金	借方
年度末	一三二	九七二	二、四七八	四、二七三
年度末	三〇九	一、二五七	三、一三〇	五、四三九
剩餘金	一四	一一二	二二六	四二五
貸付金	九、一七・九三九	貯蓄貯金	五、九六五	三、〇〇一・六七三
銀行預金	九五八・三三八	當座貯金	四、九九四	四五二・三〇四
拂込未済出資金	二〇一・一二〇	定期貯金	三、四三七・四二四	三、四三七・四二四
營業用什器	一五七・四二八	別段貯金	四・八〇三	四・八〇三
未收入利息	一五・七三〇	配當貯金	七二・八〇七	七二・八〇七
現金	五四一・七四六	出資金	二、〇九〇・〇〇〇	二、〇九〇・〇〇〇
		準備金	五七九・五五二	五七九・五五二
		特別積立金	七七二・四二五	七七二・四二五
		未拂利息	一三九・三四五	一三九・三四五
		剩餘金	四四一・九五八	四四一・九五八
合計	一〇、九九二・二九一	合計	一〇、九九二・二九一	一〇、九九二・二九一

高知縣 無限責任横島信用組合

無限責任小野信用購買組合

福岡縣糟屋郡小野村大字米多比一五一

明治四十一年三月四日設立

組合所在地

組合區域たる小野村は、福岡縣糟屋郡の北端に位し薦野、米多比、藥王寺、小山田、谷山の五個大字より成り、九州線古賀驛を距ること約一里半、村の東方は鞍手郡、大嶋の山脈に區劃され西南は本郡青柳村、立花村、山田村に接し、北は藤内村及宗像郡上西郷村に隣接し、地勢は西に向つて稍傾斜し、隨て各大字人家の位置東西に長くして、自ら一線を爲せり。地味は概ね肥沃にして且乾燥なるが故に、農作物の成育佳良なり。戸數三百九十七戸、人口二千五十六人、田三百十六町歩、畑百九十四町歩を有す。今より數年前、其の耕地の内約二十町歩は他町村人の所有する所となり、夫れのみならず、金融の不便甚だしく、農事の改良も生産の増進も之を望む能はざる状態にありき。

組合設立

時勢は日に月に駸々乎として進み、公私各般の施設益繁きを加ふると共に、村民の負擔は年毎に加重し、殊に諸物價の騰貴は中産以下の農民をして益生活難を訴へしめたり。山間の一小農村に住む者、素より其質朴なること喜ふべしと雖も、復往々舊慣墨守の弊あり、本村亦其例に漏れず、徒に迫り來る生活困難に對して施すべき方策を知らざる有様なりき。其機に乗じて惡辣の手段を弄し、私利

を營まんとする高利貸は忽ち跋扈し、其毒齒を被りて漸く破産轉亡の悲運に陥れる者を眼前にしては、當村民亦覺醒せざるを得ず、茲に産業組合設立の氣運を促かしたり。即ち明治三十五年頃有志者相圖りて信用組合設立の事を企圖し、村民に向つて加入勸誘を試みたり。然るに疑惑の念は村内を蓋ふて組合設立の舉に賛同する者極めて少なく、已むなく一時中止し、時機の到來を待ちたり、偶々三十七八年戰役に遭遇し、國債の應募數回にして、農村の金融は益逼迫し來たりたれば、産業資金の渴望甚たしく茲に到りて期せずして組合設立の聲盛に起り、全村戸數三百九十戸の外、尙加入資格有る者全部を網羅して、無限責任信用組合を設立したり。是明治四十一年三月四日の事なりき。

其後の狀況

出資一口の金額を十圓とし、第一回拂込一口金一圓を滞りなく拂込み、爾後毎年一月、七月の兩度に一口に付金一圓八十錢宛の拂込を爲し、四十三年一月を以て全部の拂込を了したり。

▲貯金 貯金の種類は當座貯金、特別貯金、節儉貯金の三種とし、當座貯金は一口五錢以上より取扱ひ、預け入れ拂戻し共其金額に制限なく、年利六分を以て預り、預け入及拂戻しの月は利子を附せざるものなり。特別貯金は強制的の貯金にして、出資拂込に充つると萬已むを得ざる事情ある場合の外拂戻しを許さず、出資拂込済の後は毎月金十錢以上を貯蓄せしめ、又毎年秋收の際作付反別一反歩につき米二升以上を(農業に従事せざる者は應分の額)所謂初穂貯金として貯蓄せしめ、尙仔牛、果物、材木等を賣却したる場合の如き、臨時收入ありたるときは、収入額の一割以上を必ず貯蓄せしむる据置貯金にし

て利率年七分二厘の高利を以て預るものなり。又節儉貯金は一箇年限りの据置とし、組合員五戸乃至十戸を一組とし、組毎に貯金箱を備へしめ、毎日組内に其の箱を廻送し、一箇月一組合員三圓以下所謂零碎の貯金を目的として設けたるものにして、之又年七分二厘の利子を付し、特に拂戻の月にも利子を附するものなり。

▲貸付 貸付は地方一般の金利よりも低下し、普通日歩二錢五厘(年九分)を以て貸出し、信用評定標準の如きも財産、出資口數、性行の三項目に依り、極めて單純の方法を採り、唯用途の調査に重きを置けり。又小産者(信用程度點數に依て定む)に對しては、貸付金償還の際、利率日歩二錢五厘の内三厘を割戻し、本人の特別据置貯金に繰入るゝことせり。

組合設立の當初は専務理事の私宅を以て事務所にて充てたりしが、事務繁劇を加へたるを以て、四十二年より事務所を村役場内に移し、前述の方法を以て貯金並に貸出の事業を行ひたり、其の六箇年の成績は即ち別表の如し。

別表貯金貸付兩者の比較を見るときは年々發展の狀況を示し、且つ組合内部の資金を以て能く運用し、順潮に發達したることを證す。而して大正二年度末に於て、貯金六萬三千二百五十一圓あり、同貸付五萬三千六百八十二圓を残して尙九千五百餘圓の餘裕金を出せり。僅々六箇年の間に於て已に産業資金獨立の功を奏したるものと云はざるを得ず。之本組合が無限責任組織に依り、闔村悉く組合員となりて、

歩武を整へ協心事に當りたる結果に外ならず。勿論過去六箇年間の經營中には、屢困難に遭遇せしこと之れ有るべしと雖も、過去の苦心の跡は笑ふて今日の成功を樂しむに至れり。組合役員の衷心の満足は蓋し筆紙の盡す所にあらざるべし。

▲購買 組合資金稍潤澤を告げたる明治四十三年度に於て、購買事業を兼營し、一箇所に店舗を設けて主なる産業用品及生計用品を購買したるに、其利益の多大なるに一驚し、亞いで理事者に於ても多少の經驗を有するに至りたれば、四十四年更に事業を擴張して區域内四ヶ所に店舗を設置し、一箇所毎に事務員二名乃至三名を配置し、其取扱に當らしめたり。本村には舊來小賣店なきにあらざりしも、右小賣店に對して組合より交渉し、多少の報償を贈りて廢業せしめ、今日は村内唯組合購買部あるのみなれば、組合經營上大に便益あり、されば産業用品は勿論、生計用品の全部を取扱ひ、殆んど遺憾なし、而して農村の購買組合に於て憂へとする所の掛賣の例を漸次現金主義に改めんとし、重要ならざる飲食物は、悉く現金賣りとなし、酒の如きも一升以下は掛賣を爲さざることとなしたるに、組合員も能く各自の經濟を考ひ、現金買を實行して一人たりとも怨嗟の聲を漏す者なし。

組合の反響 産業上にありては稻作麥作等の肥料を全部組合に於て購入し、組合員に分配し、代金の大部分は作付反別の廣狹に應じ信用部より貸付け、收穫期に至り收穫物を提供せしめ、之を共同販賣に付して貸付金償還に充てしむるを以て、農業者は貧富の別なく任意に施肥の便宜を與へられ、各自極力

産業の開発に力め、又一方明治四十二年より大字薦野に八町歩、大字米多比に十三町歩の耕地整理をなし兩者相待て村内の生産額は著しく増収を來たし、其他桑園の共同施設、園藝の新設、造林の如き殖産事業に向つて進むこと頗る活潑となれり。

耕地整理總反別二十一町二反歩、此經費二萬三千七百二十六圓なり、之皆組合の資金を融通し、經營したるものなりしが、最早殆んど皆済の運びに至れり。

經濟的方面にありては、組合員舉て勤儉貯蓄に精勵し、組合資金潤澤となりたれば、隨て金融を圓滑ならしめ、本組合設立當時は地方一般利率一割五分以上なりしが、金利低下して標準を組合利率に取り且つ他町村人よりの舊債は着々償還するに至れり。

貯金にありては獨り組合員一人のみならず、其家族の貯金をも取り扱ひ、已に配付したる通帳二千二百餘冊に及び、其の内には修學、徴兵、結婚等の目的貯金多く、又十人乃至二十人聯合して預け入れたる共同貯金少からず、年々別表の如く増額し、組合員の富力増進して其經濟安固となり、獨立自助の精神其間に涵養せらるゝを見る。

貸付金にありて元利共返済期限を怠るものなく、又購買部賣掛金回収等に於ても、極めて圓滑に行はるゝに至れり。從て組合員其他の集會に於て時間を勵行し、組合員一般信義を重んじ、徳義心漸く向上しつゝあり。

教育に就ては毎年總會に於て、組合員及其家族をも一堂に會し、戊申詔書を捧讀し、又有益なる講話を聽講せしめ、又時々各部落の集會等には役員之に臨み、組合に關する講話をなし、精神の修養に力め、又組合中心となりて村青年會を組織し、實業補習學校を起し、村民の教育に努力すること尠からず。農業上ありては村農會の活動となり、毎年春秋の二回福岡縣農事試驗場に農事視察團を派遣し、且つ各區に模範田及選種田を設置し、農事改良の途を開き、一般の參考に供せり。

組合設立以來六箇年間の經營にして、上述の如き組合の基礎を造りたるは、之れ現組合長松崎磯五郎、理事小河角次郎、阿部雄次郎、青柳茂藏、薄元吉、荒枚豊吉、飯尾菊吉、岸高英夫、阿部惣三郎、監事飯尾助十、青柳四郎、仁部規矩郎、吉住正三郎、松崎朝次郎、其他數氏の功勞にあること勿論なれども、組合員又能く共同一致して、各自其業に精勵せる結果に外ならざるなり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	四〇六	四〇六	四〇六	四〇五	四〇五	四一〇
固有資金						
拂込濟出資金	七、七六九 ^円	一三、八四九 ^円	一六、八九〇 ^円	一六、七四〇 ^円	一六、七七八 ^円	一六、九〇〇 ^円
準備金	—	二九七	九九三	二、七七四	三、九六七	五、九〇六

福岡縣 無限責任小野信用購買組合

久留米市より山門郡瀬高町に通ずる郡道は、本村の中央を南北に貫通し、是より隣村に通ずる枝道あり。且つ鐵路の便は南北各里餘にして通ずるあり。本村に田三百四十七町歩、畑四十町歩戸數五百九十餘戸あり、古來農を以て專業とすれども、村の中央部は人家密集し、一の小市街の狀を爲し、商業者亦少なからず。明治十年頃迄は此の地の特産物として角細工(鞆管)あり、農家の副業として盛に製造され、遠近の地に輸出せられしが、時勢の進歩に伴ひ駄馬の使用廢滅に歸し、隨て本品の需要頓に減退したれば、復昔日の如く振はず、現今は久留米耕の機業頗る旺盛にして、副業として重要な收益の源泉なり。明治三十五年頃より板耕なるものを案出し、意匠を凝らし年々流行の新柄を出し本村板耕の特色大に發揮し、其の賣行頗る好況なりしを以て、耕機業者は職工を雇ひ工場を建設して、盛に其の製産に従事する者あるに至れり。

組合設立の事情 前述の如くにして本村は從來農業者七八分を占め、殊に小作農業者多かりしも、三十九年頃より久留米耕の製造非常に増加し、專業として經營する者、亦副業として織出するものも少からず、益々本機業の隆盛を促したり、然れども茲に二つの困難は廻り來れり。そは耕機業資金の欠乏と農業の衰退となり。機業に對する資金の缺乏は、勢他より之を仰がざるべからず、其の借入に最も便宜なるは問屋なれども、若し問屋より資金を仰かば高利の利子を支拂ひ、製産品の價格を左右せられ、特産物の利益中村民の收入する所甚だ少なきは勿論なり。又一面機業の漸く隆盛に趣かんとするや、農業

は自然疎略となり、收穫は之に伴ふて減少せんとす、之本村の前途に就き憂慮せざるを得ざる所なりとす。是に於て有志相圖りて産業組合を組織し、肥料及種苗購入の便を圖り、以て農事改良の進歩を促し、一方耕業者の資金を融通し、原料を購入し、以て機業の發展に資し、且勤儉貯蓄の美風を涵養せんとし、明治三十九年十二月十九日當組合を設立したり。

組合事業 組合設立せらるゝや、西牟田村役場内に事務所を置き、理事五名の内一名を専務とし、會計其の他一切の事務を處理し、執務日は一、六の日と定め、専務理事出勤して執務する外、四名の理事交代して其の事務を助け、尙執務日外は當村收入役に囑託し、貯金其他の事務取扱を爲せり。

出資一口の金額は二十圓とし、第一回の拂込金二圓、第二回より毎年一月、六月の二回に一回金一圓五十錢宛の拂込を爲し、大正元年七月を以て拂込を了せり。

▲貯金 組合設立後第一に貯金の奨励に意を用ひ、組合員は勿論其の家族に對しても極力奨励して、只管貯金額の増嵩を期し、尙四十一年戊申詔書拜受記念として、規約貯金を開始し、勤儉力行を奨導せり。利子は年六朱なりとす。

▲貸付 貸付金は農業者に在りては主として肥料資金、土地購入資金等に用ひられ、機業資金としては工場建設及機業原料購入の資金として使用せらる。

貸付は理事二人以上の協議を経て行ふ、其の無擔保貸付にありては二人以上の保證人を立てしめ、擔

保貸付にありては、土地、耕、債券、機業原料絲等の擔保を徴し、利子は擔保の有無に拘らず月一分とし當座日歩に依るものは百圓に付一日三錢なりとす。

▲購買 購買品は肥料、食鹽、外國米等にして各組合員の注文を受け購入する手續を採る、注文は各部落に配置する委員に於て取纏め、理事に提出し、理事は之を調査購入し、賣却に當りても亦各部落委員の手を経て分配し、代金は各自事務所へ拂込むこととし、店舗を設けず經費の節約を圖る。

組合設立當時は、組合に資力乏しく、肥料購入等の場合は資金不足の爲め時々個人より借入れ融通し四十年五月農工銀行より金五千圓を借入れたる結果、組合事業大に進捗の氣運に向ひたり、然れども、該借入金は年賦を以て四十三年四月償還を了し、再び資金不足を感じたり、恰もよし四十四年低利資金の融通ありたるを以て、直に借入申込を爲し、三千圓の融通を受けて、組合事業は又一段の發達を爲し今後組合員の貯金を益獎勵して、低利資金償還済の曉には全く組合員の内部資金を以て經營せんことを期せり。

組合員の訓育 組合員訓育の施設としては、總會其他組合員の集會の場合には其都度講師を招聘して組合の精神及勤儉貯蓄に關する有益なる講話を聽くを例とし、又組合の事業上に付きて、組合と組合員との間に不都合の事故等生じたるときは、組合長又は他の役員は其の組合員に對して、穩便なる訓諭を與へ、之を導きつゝあるが故に、組合員間には漸次良好なる氣風充滿するもの、如し。

組合の効果 明治三十九年組合設立以來九ケ年、組合の經營其の宜しきを得たる結果、産業及地方自治、風俗等に顯はれたる組合の効果少なからず、左に其の概要を記述して將來尙一層其効果の著しからんことを期待すべし。

農家の要する肥料は、全部之を組合より供給し、尙時々肥料の分拆をも行ひ、施肥に對し常に深厚なる注意を與ふるを以て組合員の満足一方ならず、殊に従來小作農多き村落なるが故に、小作農が施肥不足の爲めに秋收毎に悲嘆の聲ありしが、近來組合の貸與する肥料を遺憾なく施し、且其の耕作方法に就ては各自研究せるを以て、農作上の進歩は著しきものあり、又資金に不足せる耕機業者は、漸く高利貸の手を離れて獨立の企業者となりたるを以て、製品の改良販路の擴張に力を注ぐに至れり。

貯蓄思想の組合より湧出する狀況面白きものあり、組合員の兒童にして小學校に通學する者が、貯金を爲すことを喜び、極めて零碎の金錢を以て各擔當教師に差出し、教師之を取纏めて組合に預け入るゝあり。此の事蹟々たりと雖も、第二の組合員となるべき兒童間に貯蓄思想を誘起し、組合事業に接近するは面白し。而も兒童の最も畏敬する教員の手を経て行ふは良法といふべし。

村自治體と最も關係深きは規約貯金にして、組合長として村長を推し、幹事として役場吏員之に當り各區長委員となり、當組合理事と協力して大に貯蓄の勵行中なり。而して組合の資力増加と共に、納税の如き近來成績頗る良好なりと云ふ、之に依りて村自治の上にも亦組合の効果の及べることを思ふ。

最近六箇年間の事業状況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	三二五	三二五	三二四	三二二	三二三	三二三
固有資金						
拂込濟出資金	四,二六八 ^円	六,二五八 ^円	八,四六四 ^円	一〇,七二三 ^円	一二,六二九 ^円	一二,五四〇 ^円
準備金	一三二	二三〇	三九五	七〇四	一,〇四〇	一,九三〇
特別積立金	—	五六	二三一	七二四	一,一六六	二,〇五〇
合計	四,三九〇	六,五四四	九,〇九〇	一二,五四一	一四,八二五	一六,五二〇
事業						
貸付	九,二二一	一一,八三九	二〇,六二八	二二,三八一	四〇,三一五	三六,三八四
貸付償還	六,五七八	一一,一三四	一三,四五〇	一七,六七二	三二,五一六	三四,二一九
貸付年度末	九,五三三	九,二三八	一六,四一六	二二,六二五	三〇,四二四	三二,五八九
受入	三,六四五	三,八六二	五,五九七	九,六二六	二一,二九八	一五,五三七
貯金拂戻	二,六六九	三,五四四	三,四五七	六,三〇〇	一六,四九八	一一,一一八
貯金年度末	四,六〇八	四,九二六	七,〇六七	一〇,三九三	一五,一九四	一九,六一二

貸借対照表 (大正二年度末)

購買額	五,六四七	五,三九六	七,三九一	七,九三四	一三,〇二九	九,七二三
剩餘金	三八一	六五〇	一,三〇〇	一,三〇二	一,八〇一	一,七〇五
貸借対照表 (大正二年度末)						
貸方						
貸付金	三二,五八九 ^円	八八五			一一,五四〇 ^円	〇〇〇
什器	一四,〇二〇				一九三〇	一三五
土地	一,一八四	〇〇〇			二,〇五〇	七七六
建物	一,二一九	三一〇			一九,六一二	九六九
購買品現在高	六,〇〇〇				二,三三三	三二〇
貸付金未収入子	一,四〇五	二四〇			一,七〇五	七四二
現金	三,七五四	四八七				
合計	四〇,一七二	九四二			四〇,一七二	九四二
借方						
出資金						
準備金						
特別積立金						
貯入金						
借入金						
剩餘金						
合計						

無限責任三瀬信用購買販賣生産組合

佐賀縣神埼郡三瀬村大字三瀬二六三四

明治四十年一月二十五日

組合設立 大厦の將に倒れんとするや、一木の能く支ふる所にあらず。村勢の衰頹を挽回せんと欲するや、亦一人一朝一夕の努力の致す所にあらざるなり。三瀬組合の起りたる所以亦村民共同の力を以て疲弊せる三瀬村の回復を圖るに在りたり。

今より凡三十年前の三瀬村は、村民の風俗醇朴にして農業に勵み、其の生計も亦概して富裕なりしが村勢の趨く所一高一低波動あるを免かれず、以來漸く衰頹に傾き、奢侈の風は忽ち侵入し、賭博は流行し、正業を卑しむ、村民の家計は特に災厄の不幸あらずして、日々困難を來たし、頼母子講の濫設となり、之亦忽ちにして破綻するものあり、信用は地を掃ふて去り「土地家屋の賣却」、「高利の負債増加」、かくして本村民の産業は日一日に萎微し、其の結果は本村民が他町村に於て所有する土地は僅かに十八町歩に過ぎざるに、本村地積にして他町村人の所有するものは實に百七十町歩の多きに及べり、而して他村に土地を所有する者は、村内二、三の有力者なるに、百七十町歩を失ひたる者は、何れも細民のみなるを思へば、村民の幸福の爲め又村方産業振興の爲め、實に慨嘆に堪へざる所なりき。

篤志者徳久昌氏は此の現況を察し、村の前途を憂慮し、乃ち同志と共に種々救済の方法を講究し、遂に産業組合設立の事を率先唱導したり。而して第一着手として信用組合を起さんとし、大に説く所ありたり。然れども多年弊風深く染潤せる村民の頭腦には容易に首肯する所とならず、却て利に敏き金貸業者の爲めに妨害を受け、爲めに信用組合は何時成立するやも計られざる有様なりき。

「陋習打破」と云ひ、「弊風矯正」と叫び、而も目前に其の好ましからざる實例を視つ、尙之を改むる能はざること、之れ恐らく地方一般の事なるべし。況んや村民の經濟に關し、重大なる關係を有する措舉に於ておや。其の事甚善なりと雖も、理を解せざる者の去就を決するに吝なる、又理なきに非らず。殊に貪しき村落に於てのみ爲し得る一の營業あり、村落富まば己れの營業を失ふ、かゝる營業者が、組合設立に反抗し、愚民を惑はすこと其例多し、遺憾千萬の至りなり。

徳久氏は更に一策を案し、村民を勧誘して先以て食鹽の共同購入を企て、之を實行したるに其の成績良好にして、多少の利益を得たれば、引續き數回食鹽、農具、肥料の共同購入を爲し、何れも好結果にして、多大の利益を得たり。是に於て村民漸く共同事業の利益に注目するに至れり。されば此機に乗じて、購買販賣組合を設立し其の事業に依りて組合の利益を示し、村民の團結を圖り、一般に組合の趣旨精神を會得したる曉に於て、他の事業を兼營するもまた遅からざるを考へ、百方勧誘の末に、六十餘名の賛同者を得て、明治四十年二月二十五日を以て組合を設立したり。

事業状況 組合區域は三瀬村全村にして、九州線神埼驛を距る五里の地に在り。地勢高燥にして、耕地は田畑合して五百三十五町歩餘を有し、地味概ね肥沃にして、山林原野も亦相當に包有す、内に三瀬杠、藤原の三大字あり、現在總戸數四百九十八、純農村にして米麥、木材、木炭、生繭、干柿、麻苧等を産す。

組合成るに及びて、事務所を二箇所に置き、第一事務所を村の中央に、第二事務所を神埼郡神埼町に設く、其の第一事務所に於ては信用購買の事業を取扱ひ、第二事務所に於ては販賣生産の事業を取扱ひ各事務所に理事一名擔當經營の任に當る。而して區域内を十四部に分ち、每區に信用評定委員一名を配置し、此の者を委員として、貯金の集收、其他事業上凡ての事項に就いて、斡旋の勞を執らしむ。

組合設立當時は、組合員僅かに六十餘名にして、出資一口の金額十圓とし、第一回の拂込一口一圓二十五錢を以て事業を開始したり。設立初年度は第一着手として購買事業を起し、第三年度に至りて信用販賣生産の事業を起し、着々發展せり。左に各事業に就きて大様を述べん。

▲貸付 貸付方法に關し一般行はるゝものと特異の點なきも、特種据置貯金を資金として貸出するのは、大方土地買戻しの資金又は舊債償還資金にして、保證人を立てしむるか、又は舊債の擔保となり居る土地の擔保義務を解きて、組合へ差入れしむる方法を取る。而して普通貸付金は、土地買入、開墾資金、若くは肥料代金等に用ひられ、利子は無擔保貸月一分一厘、有擔保貸月一分を普通とす。

▲貯金 村民に向つて勤勉を勸むるのみにして、之に貯蓄を強いざれば遂に榮ゆること久しからず、然れば即ち本組合は種々の名稱を以て貯金を勵行せり、目下普通貯金、定期貯金等、普通に行はるゝもの、外、特約貯金と稱する五ヶ年以上の据置貯金、納税貯金、特種据置貯金と稱するものあり。特種据置貯金は、組合員が他町村の金貸業者より、土地を擔保として借入れたる數萬圓に上る負債を、將來二十五ヶ年に於て漸次償還せしめんが爲めに設けたるものにして、特別の規定を以て、二十五ヶ年間繼續の貯金會となし、毎年四回の拂込となして、一回千二百圓、一箇年蓄積四千八百圓を以て、調査員の調査に本き、最も需要緊切なりと認めたる者より先づ貸付け、四千八百圓の内四千圓を舊債償還の費途に充てしめ、残八百圓を其の者の義務貯金として同會の存立期間据置かしめ、貸付金は年賦償還の方法に依らしむるものなり、之一見無盡講に類する方法なれども、資金の吸收と多數の舊債整理とを同時に行はんとするには、蓋し適當の方法にして、漸次好結果を見つゝあり。

普通貯金取集めの方法は、區域内各區及小學校内に一箇宛の共同貯金箱を備付け置き、之に其の區内の組合員の口座を設け、隨時貯金を投入せしめ、受持區の信用評定委員に於て、毎月一回之を檢算し、現金を組合事務所へ持參し記帳する手續を採る。

特種据置貯金を開始したる四十四年度より貯金額俄に激増し、現今二萬一千三百九十七圓の多額に上り。

▲購買 購買部は店舗を設け、農具、肥料、其他食鹽、石油、酒類等を取扱ひ、物品は福岡市、大善寺、村上町、神埼町、佐賀市等より適宜購買す。其額多からずと雖も、將來益發達すべき事業なりとす。

▲販賣 販賣は主として米にして、始め徳久昌(組合長)氏は、地方産米改良の爲め、且は農家の利益を保護せん爲め軍隊納米の希望を有し、四十一年第十八師團經理部へ交渉して、組合より隨意契約に依りて需要米を購入せられんことを請願したるに、時の平野經理部長は其の精神を了し、且種々の注釋を與へられたり。

依て四十二年の總會に於て、組合員の産米を第十八師團へ納付するの件に就き協議を遂げ、更に出願し同年八月より十月迄試験の爲め、佐賀五十五聯隊所要の精米三分の一を納入すべく様契約成立したれば、茲に其の目的を達し、試験の成績佳良なりとの故を以て、四十三年度より同聯隊所要米の全部を納入し今日に至れり。

販賣の方法は、悉く委託販賣にして、玄米を以て受入れ組合に於て精白しつゝあり。

▲生産 生産の事業は、販賣米の加工の餘力を以て組合員の玄米を精白するに在り。工場は神埼町田道ケ里に在る精米所を二千五百圓を以て譲受けたるものにして、其の資金は地方低利資金に仰ぎたり。該精米場は、始め徳久昌氏の建設に係れども、組合員の強要に依り組合へ譲渡したるものにして、代金

二千五百圓は徳久氏の篤志を以て其儘十年据置の貯金として、組合資金の不足を資けつゝあり。

各年事業の分量は別表に示すが如く、逐年増加して其の効果は著々舉りつゝあり。

組合設立以來七ヶ年を経過し、信用販賣生産の各事業整ひ、産業の改良、經濟の向上、徳義の上進等稱すべきものあり、然りと雖も、一旦疲弊の極度に達したる本村の事なれば、未だ自ら安する能はず、特種据置貯金の運用の如き、最も努力を要する計畫なりとす。されば本組合の將來益々協心奮勵を要するものと云ふべし、幸に徳久組合長外役員至誠を以て事に當り、組合員亦自ら扶く、組合將來の功績愈々顯著なるに想到せずんばあらざるなり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	同二年
組合員數	一六〇	一六一	一六一	一七七	二八八	二九八
固有資金						
拂込濟出資金	一、二四八 <small>円</small>	一、六九二 <small>円</small>	二、〇三六 <small>円</small>	三、四一〇 <small>円</small>	四、二八〇 <small>円</small>	四、四〇〇 <small>円</small>
準備金	六五	七五	一〇九	一九二	三二八	四六二
特別積立金	六八	六八	八〇	一六八	—	—
合計	一、二八一	一、八三五	二、二二五	三、七七〇	四、六〇八	四、八六二
佐賀縣 無限責任三瀬信用購買販賣生産組合					二五九	

第五次表彰組合の綱概

抑産業組合の用たる固より組合員の産業及び經濟の發達、德義の上進に在ること勿論なれども、尙進んでは地方自治を扶翼し、公私各般の施設と氣脈相通じ、以て民衆一般の幸福を増進する所なかるべからざるなり。今次三十二表彰組合は、漸く此所に進みつゝあるは編者をして最も愉快に感せしめたる所なり。

各組合事績の詳細は、既に本文に於て記述したる所の如しと雖も、更に大正元年度(表彰當時)の事業成績につき、其の綱概を示めし以て組合實地經營者の参考に資せんとす。

一 組織別 三十二表彰組合の組織別を見るときは、無限責任組合二十、保證責任組合一、有限責任組合十一なり。

二 組合員數 組合員の總數は一萬五百五十一にして之を三十二組合に平均するときは、三百二十九人餘なり。又一萬五百五十一の組合員中、信用組合及其の兼營組合の組合員一萬百三十四、購買組合及其の兼營組合の組合員八千五百四十八、販賣組合及其の兼營組合の組合員四千六百六十三、生産組合及其の兼營組合の組合員千二百九十七人なり。

三 事業 信用 信用及信用兼營の組合は三十にして、大正二年度貸付總額(前年度末殘を含ま

ず)七十六萬三千五百七十三圓、同償還額六十三萬三千二百五十九圓、之を三十組合に平均するときは、貸付二萬五千四百五十二圓、償還二萬千九百九圓なり。

貯金に在りては、年度内受入額九十六萬六千八百三十二圓、同拂戻し八十一萬千五百圓にして、平均一組合受入三萬二千二百二十二圓、拂戻し二萬七千三十五圓なり。

又貸付額、同償還額の合計は百三十九萬六千八百三十二圓にして、貯金受入、拂戻し合計百七十七萬七千六百八十三圓なり。之を三十組合に平均するときは、貸付額償還額四萬六千五百六十一圓にして、貯金受入拂戻しは五萬九千二百五十七圓なり。

右に依て組合の事業高を見るときは、貸付に於て百三十九萬六千八百三十二圓、貯金に於て百七十七萬七千六百八十三圓にして、貯金の貸付に超ゆること三十八萬八百五十一圓なり。尙平均一組合の金額は前記の如く貸付四萬六千五百六十一圓、貯金五萬九千二百五十七圓にして、貯金の貸付に超ゆること一萬二千六百九十六圓なり。

更に組合に收入したる金額、即ち貯金受入額及貸付金償還額合計は、百五十九萬九千九百三十七圓にして、支出したる金額即ち貸付額及貯金拂戻額合計は百五十七萬四千五百七十八圓なり。之を三十二組合に平均するときは前者(收入)は五萬三千三百三十一圓、後者(支出)は五萬二千四百八十七圓、即ち差引收入超過となり、信用部に於て資金を他に仰がずして經營し得べき形態を示せり。

購買 購買兼營組合は、二十四にして、購買品賣却總額二十七萬一千五百九十九圓なり。其の内産業用品は十六萬九千八百五十九圓、生計用品は十萬千七百四十圓にして、之を二十四組合に平均するときは、産業用品七千七十七圓、生計用品四千二百三十九圓、合計一萬一千三百十六圓なり。

販賣 販賣兼營組合は十七組合あれども、其の内販賣事業を爲さざりしもの四組合あり。現に販賣を行ひたる十三組合の販賣額總計は三十一萬六千八百五十圓にして、之を十三組合に平均するときは、二萬四千三百七十三圓なり。而して販賣額の比較的多額を示したるは、赤坂組合の疊表の如き、玉瀧、三瀬兩組合の米の如き多額の販賣ありたるに依る。

生産 生産事業を行へたる組合は五組合にして、生産事業用設備として一萬五千六百三十一圓を有し、之より收得したる加工料使用料八百三十九圓にして、之を五組合に平均するときは百六十八圓なり。然れども生産組合事業に在りては、土地使用を目的とする千福組合あり、同組合使用料七百六十九圓の多額に上るものを含めり。若し此の異數なる組合を除きて他の四組合に見るときは、加工料使用料平均十圓なり。

四 貸付、貯金利率

貸付利率最高年一割五分にして、最低は年八分、普通は年一割五厘なり。貯金利率は最高年八分、最低四分四厘、普通年六分四厘四毛なり。而して貸付貯金の普通利率の利差は四分六毛なり。

五 損益

損益は左表に示す如く、其の主なる項目のみを表はし、其の他は之を「其他」の科目中に計上し、各科目に付き總額を算出し、其の金額を關係組合數を以て除し平均額を表示せるものなれば、平均金額欄の合計は之を掲記せず。故に損益表を參考せらるゝ場合には、宜しく各科目と其金額とに就き考量せらるべきなり。

今損益表の平均金額欄を見るときは、貸付金利息二千二百二十七圓を收入し、貯金利息千四百圓及借入金利息百九十三圓を支拂ひ、特に購買に要したる通信費運賃等百四十九圓を支拂ひ、購買利益五百七十二圓を收得し、又販賣には特に之が爲めに百四十八圓を支出して、利益三百一十一圓を收めたり。此等は即ち第三項に記載したる組合事業平均高を遂行したる爲めに生じたる損益なりとす。其他の各項目に就きては、別表に就きて精密なる觀察を試みらるべし。

六 貸借對照表

貸借對照表(別表)も亦前項損益と同様なる方法に依て算出したるを以て、之亦特に平均金額の合計を記載せず依て同表は主ら各科目と其金額とに就き考査せらるべし。即ち第五次表彰組合は出資金九千二百十五圓を有し、其の信用組合事業を行ふ組合にありては、貸付二萬一千四百八圓、貯金二萬一千五百九十五圓を有し。購買事業を行ふ組合は、購買品殘高九百九十二圓を有し、未收購買高千二百四十八圓を存す。販賣、生産又本表に依て年末の狀況を表はせるを以て注目せらるべし。

七 一組合員の成績

持分及貯金 前各項に依つて見れば、一組合員の組合に對する持分は二十

六圓五十一銭にして、其の内譯は拂込済出資金十九圓九十五銭、準備金四圓三十四銭、特別積立金二圓二十二銭なり。次に信用組合の組合員は、一人平均六十三圓九十三銭なり、之と持分とを合計するとき、一組合員九十圓四十四銭なり。

事業 一ヶ年度内一組合員が、組合を利用したる分量は、組合よりの借入れ七十五圓三十五銭、償還六十二圓四十九銭、貯金預ケ入九十五圓三十八銭、同拂戻し八十圓三銭、購買三十一圓七十一銭、販賣七十七圓二銭、加工料及使用料支拂六十五銭なり。

以上略述せる一ヶ年度の成績の概要を簡明に表示すること左の如し。

一 組合事業の分量

種別	金額	一組合平均
貯金	七六三、五七三	二五、四五二
債還金額	六三三、二五九	二一、一〇九
合計	一、三九六、八三二	四六、五六一
貯金受入額	九六六、六七八	三二、二二二
拂戻額	八一、〇〇五	二七、〇三五
合計	一、七七七、六八三	五九、二五七
貯金受入額(収入)	一、五九九、九三七	五三、三三一

貯金拂戻額(支出)

種別	金額	一組合平均
産業用品	一六九、八五九 ^四 (二四組合)	七、〇七七 ^四
購買生計用品	一〇一、七四〇(二四組合)	四、二三九
合計	二七一、五九九(二四組合)	一一、三一六
販賣	三一六、八五〇(一三組合)	二四、三七三
生産(加工料)	八三九(五組合)	一六八

備考 生産組合、加工料使用料八百三十九圓中、福井縣千福組合土地使用料七百六十九圓あり、異数の多額なるを以て之を差引くときは金四十圓あり、之を四組合に平均するときは一組合十圓に當る。

二 貸付貯金の利率

貸付利率	貯金利率	利差
最高 一割五分	八分	七分
最低 八分	四分四厘	三分六厘
普通 一割五厘	六分四厘四毛	四分六毛

三 損益計算

第五次表彰組合の綱概

利益		損失	
平均金額	科目 (組合數)	總額	科目 (組合數)
二二七・〇〇〇	貸付金利息(三〇)	三、二二三	貯金利息(三〇)
五七二・〇〇〇	購買利益(二四)	六、二七〇	借入金利息(三二)
三二一・〇〇〇	販賣利益(一三)	八、六九九	給料、報酬、賞與(三二)
二四〇・〇〇〇	預金、證券、利益(三三)	一、九九六	通信運搬費(販賣)(一三)
一六・〇〇〇	生産利益(五)	三、五四四	同 (購買)(二四)
九二・〇〇〇	其他の收入(三二)	一、四八	旅費(三二)
合計		六、二九九	其他の損失(三二)
		九、二八一	合計

差引剩餘金三萬七千八百九十圓、一組合平均千八百八十四圓也

利餘金より役員賞與として支出したるもの、三十二組合中十五組合あり。此金額總計千九百九十二圓にして、之を三十二組合に平均するときは、一組合六十二圓餘に當る。

四 貸借對照表

貸方		借方	
平均金額	科目 (組合數)	總額	科目 (組合數)
二六〇・〇〇〇	拂込未済出資金(三二)	二、四七六	出資金(三二)
二四八・〇〇〇	貸付金(三〇)	四、七一五	準備金(三二)
九七・〇〇〇	預ケ金、現金(三二)	二、四〇七	特別積立金(三二)
五〇・〇〇〇	證券(三二)	六、四七三	貯金(三〇)
九二・〇〇〇	購買品(二四)	八、五三八	借入金(三二)
一、四八・〇〇〇	購買代金未收(二四)	三、七八〇	剩餘金(三二)
二七〇・〇〇〇	販賣品(三三)	一、七六九	其他(三二)
一三〇・〇〇〇	假渡金(一三)		
三、二六・〇〇〇	生産設備(五)		
六、二一・〇〇〇	其他(三二)		
合計		二、四六六	合計

五 一組合員當り持分及事業

一 拂込済出資金 一九・九五〇

第五次表彰組合の綱概

持分準備金		合貯計	年度内	年度末
特別積立金	金			
四・三四〇	二・二二〇	六三・九三〇	九〇・四四〇	一九〇・一三〇
組合貸付額		七五・三五〇	六二・四九〇	一九一・七八〇
同償還額		九五・三八〇	八〇・〇三〇	
貯金預ケ入		一九・八一〇	一一・九〇〇	
同拂戻		一一・九〇〇	七七・〇二〇	
購買額		六五〇		
販賣額				
生産額				
産加工料使用料				

大正三年四月二十三日印刷
 大正三年四月二十五日發行

定價四十五錢

郵稅八錢



編輯者 榎田由平
 東京市神田區三崎町三丁目一番地

印刷者 佐藤保太郎
 東京市京橋區新榮町一丁目二十一番地

印刷所 文祥堂印刷所
 東京市京橋區新榮町一丁目二十一番地

東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所

產業組合中央會

電話 本局三五三一
 振替貯金口座東京四七二四

3x96
3x95

本會發賣圖書目錄

書目	一冊賣價		送料		本會々員ニ限リ	
	一冊賣價	送料	一冊賣價	送料	一冊賣價	送料
産業組合關係法規	金貳拾錢	金四錢	金拾八錢	金四錢		
第二次表彰産業組合	金四拾貳錢	金八錢	金參拾七錢	金八錢		
第三次表彰産業組合	金四拾五錢	金八錢	金四拾錢	金八錢		
第四次表彰産業組合	金四拾五錢	金八錢	金四拾錢	金八錢		
簿記の原理及其應用	金貳拾六錢	金四錢	金貳拾貳錢	金四錢		
組合員の心得	金貳拾錢	金四錢	金拾八錢	金四錢		
貯金のすゝめ	五十部	ニ付	金五十錢			
全國産業組合一覽	金壹圓	金六錢	金五拾錢	金六錢		
産業組合教科書	金貳拾錢	金四錢	金拾八錢	金四錢		
産業組合登記申請書式	金拾錢	金貳錢	金九錢	金二錢		

終

